

相模原市土木工事施工管理基準

平成26年4月

相 模 原 市

総目次

相模原市土木工事施工管理基準	1 - 1
相模原市土木工事写真管理基準	2 - 1

相模原市土木工事施工管理基準

昭和57年 4月 1日制定

昭和60年 2月22日改定

昭和61年10月15日改定

平成 3年 4月 1日改定

平成19年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

目 次

土木工事施工管理基準	1- 1
出来形管理基準及び規格値	
目次対照表	1- 3
第Ⅰ編 共通編	1-29
第Ⅲ編 土木工事共通編	1-32
第Ⅳ編 道路編	1-89
第Ⅴ編 下水道編	1-110
第Ⅵ編 河川編	1-120
第Ⅶ編 公園編	1-126
品質管理基準及び規格値	
1. セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	1-127
2. ガス圧接	1-133
3. 既製杭工	1-135
4. 下層路盤	1-136
5. 上層路盤	1-138
6. アスファルト安定処理路盤	1-142
7. セメント安定処理路盤	1-142
8. アスファルト舗装	1-144
9. 転圧コンクリート	1-147
10. グースアスファルト舗装	1-150
11. 路床安定処理工	1-153
12. 表層安定処理工（表層混合処理）	1-154
13. 固 結 工	1-154
14. アンカー工	1-155
15. 補強土壁工	1-155
16. 吹 付 工	1-156
17. 現場吹付け法砕工	1-160
18. 河川土工	1-163
19. 道路土工	1-164
20. 捨 石 工	1-167
21. 覆工コンクリート（NATM）	1-168
22. 吹付けコンクリート（NATM）	1-173
23. ロックボルト	1-176
24. 路上再生路盤工	1-176
25. 路上表層再生工	1-178
26. 排水性舗装工	1-179
27. プラント再生舗装工	1-182
28. 工場製作工（鋼橋用鋼材）	1-184
29. ガス切断工	1-184
30. 溶接工	1-184

31. 管布設工（開削）	1-188
32. 管推進工	1-196
33. シールド工	1-199
34. マンホール設置工	1-200
35. ます設置工	1-202

土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準は、相模原市土木工事共通仕様書第 編 1 - 1 - 2 2 「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

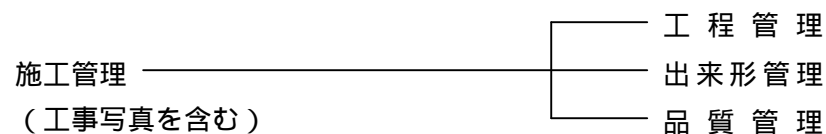
1. 目的

この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、相模原市が発注する土木工事に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。

3. 構成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理をおこなわなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

但し、測点数が10点未満の場合は出来形管理表のみとし、出来形管理図の作成は不要とする。

また、測定基準欄等における施工延長に係る測定頻度は、対象工種の起終点及び変化点以外の測定頻度を定めるものとする。

(3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。但し、測点数が10点未満の場合は品質成果表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。ただし、下記に掲げる工種（イ）、（ロ）の条件に該当する工事の「施工」又は「舗設現場」については、特記仕様書で指定しない場合でかつ異常が認められない場合に限り省略することが出来る。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

（イ）路盤

小規模なもの（施工面積が300㎡未満のもの）

（ロ）アスファルト舗装

小規模なもの（基層および表層用混合物の総使用量が35t未満のもの）

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用にあたり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。
3. 受注者は、鋼材（鉄筋工等）及び基礎工の材料については、試験成績表による確認を行うものとし、試験成績表等がないものは監督員の指示に従い、JIS規格による試験を実施し、その結果資料により監督員の確認を得なければならない。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

工事写真

受注者は、工程写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対して直ちに**提示**するとともに、検査時に**提出**しなければならない。

【第 I 編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工						
第3節 河川土工	2-3-2		掘削工			1-29
	2-3-3		盛土工			1-29
	2-3-4		盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-29
				多数アンカー式補強土工法		1-29
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-29
	2-3-5		法面整形工	盛土部		1-30
	2-3-6		堤防天端工			1-30
第4節 道路土工	2-4-2		掘削工			1-30
	2-4-3		路体盛土工			1-31
	2-4-4		路床盛土工			1-31
	2-4-5		法面整形工	盛土部		1-31
	第3章 無筋・鉄筋コンクリート					
第6節 鉄筋工	3-6-4		組立て			1-31

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種							
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	鋼矢板		1-32	
				軽量鋼矢板		1-32	
				コンクリート矢板		1-32	
				広幅鋼矢板		1-32	
				可とう鋼矢板		1-32	
		2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		1-32
		2-3-6		小型標識工			1-32
	2-3-7			防止柵工	立入防止柵		1-33
					転落(横断)防止柵		1-33
					車止めポスト		1-33
	2-3-8	1		路側防護柵工	ガードレール		1-33
		2		路側防護柵工	ガードケーブル		1-33
		2-3-9		区画線工			1-34
	2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		1-34
					距離標		1-34
		2-3-11		コンクリート面塗装工			1-34
	2-3-12	1		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		1-35
		2		プレテンション桁製作工(購入工)	スラブ桁		1-35
	2-3-13	1		ポストテンション桁製作工			1-35
		2		プレキャストセグメント製作工(購人工)			1-36
		2-3-14		プレキャストセグメント主桁組立工			1-36
		2-3-15		PCホロースラブ製作工			1-36
	2-3-16	1		PC箱桁製作工			1-37
		2		PC押出し箱桁製作工			1-37
		2-3-17		根固めブロック工			1-37
		2-3-18		沈床工			1-38
		2-3-19		捨石工			1-38
		2-3-22		階段工			1-38
	2-3-24	1		伸縮装置工	ゴムジョイント		1-38
		2		伸縮装置工	鋼製フィンガージョイント		1-39
	2-3-26	1		多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		1-39
		2		多自然型護岸工	かごマット		1-39
2-3-27	1		羽口工	じゃかご		1-40	
	2		羽口工	ふとんかご、かご枠		1-40	
2-3-28			プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		1-40	
				プレキャストパイプ工		1-40	
2-3-29	1		側溝工	プレキャストU型側溝		1-41	
				L型側溝		1-41	
				自由勾配側溝		1-41	
				管渠		1-41	
				場所打水路工		1-41	
	2		側溝工	場所打水路工		1-41	

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-29	3	側溝工	暗渠工		1-41
	2-3-30		集水樹工			1-42
	2-3-31		現場塗装工			1-42
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		1-43
				砕石基礎工		1-43
				割ぐり石基礎工		1-43
				均しコンクリート		1-43
				現場打		1-43
	2-4-3	1	基礎工(護岸)	プレキャスト		1-43
				現場打		1-43
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		1-44
				鋼管杭		1-44
				H鋼杭		1-44
	2-4-4	2	既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		1-44
	2-4-5		場所打杭工			1-44
2-4-6		深礎工			1-45	
2-4-7		オープンケーソン基礎工			1-45	
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			1-45	
2-4-9		鋼管井筒基礎工			1-46	
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		1-46
				コンクリートブロック張り		1-46
				連節ブロック張り		1-46
	2-5-4		緑化ブロック工	天端保護ブロック		1-47
2-5-5		石積(張)工			1-47	
第6節 一般舗装工	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		1-48
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-48
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-49
				加熱アスファルト安定処理工		1-49
				基層工		1-50
				表層工		1-50
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		1-51
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-51
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-52
				加熱アスファルト安定処理工		1-52
				基層工		1-52
				表層工		1-52

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		1-53
		2	排水性舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-53
		3	排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-53
		4	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-54
		5	排水性舗装工	基層工		1-54
		6	排水性舗装工	表層工		1-54
	2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		1-55
		2	透水性舗装工	表層工		1-55
	2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-56
		2	グースアスファルト舗装工	基層工		1-56
		3	グースアスファルト舗装工	表層工		1-56
	2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		1-57
		2	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		1-57
		3	コンクリート舗装工	セメント(石灰・瀝青)安定処理工		1-58
		4	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		1-58
		5	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		1-59
		6	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(下層路盤工)		1-59
		7	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		1-59
		8	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		1-60
		9	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		1-60
		10	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		1-60
	2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		1-61
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-61
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-62
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-62
		5	薄層カラー舗装工	基層工		1-62
	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		1-63
		2	ブロック舗装工	上層路盤工(粒度調整路盤工)		1-63
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		1-64

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-14	4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		1-64	
		5	ブロック舗装工	基層工		1-64	
	2-6-15		路面切削工			1-65	
	2-6-16		舗装打換え工			1-65	
	2-6-17		オーバーレイ工			1-65	
第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			1-66	
	2-7-3		置換工			1-66	
	2-7-4		表層安定処理工	サンドマット工		1-67	
	2-7-5		パイルネット工			1-67	
	2-7-6		サンドマット工			1-67	
	2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工			1-68
				ペーバードレーン工			1-68
				袋詰式サンドドレーン工			1-68
	2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		1-68	
2-7-9		固結工	粉末噴射攪拌工			1-68	
			高圧噴射攪拌工			1-68	
			スラリー攪拌工			1-68	
			生石灰パイル工			1-68	
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		1-69	
				鋼矢板		1-69	
		2	土留・仮締切工	アンカー工		1-69	
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		1-69	
		4	土留・仮締切工	締切盛土		1-69	
	5	土留・仮締切工	中詰盛土		1-70		
	2-10-9		地中連続壁工(壁式)			1-70	
2-10-10		地中連続壁工(柱列式)			1-70		
2-10-22		法面吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83		
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31	
第12節 工場製作工	2-12-1	1	一般事項	鑄造費(金属支承工)		1-71	
		2	一般事項	鑄造費(大型ゴム支承工)		1-72	
		3	一般事項	仮設材製作工		1-73	
		4	一般事項	刃口金物製作工		1-73	
	2-12-3	1	桁製作工	仮組検査を実施する場合			1-74
				シミュレーション仮組検査を実施する場合			1-74
		2	桁製作工	仮組検査を実施しない場合			1-76
	3	桁製作工	鋼製堰堤製作工(仮組立時)			1-77	
2-12-4		検査路製作工			1-77		

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 工場製作工	2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			1-77
	2-12-6		落橋防止装置製作工			1-78
	2-12-7		橋梁用防護柵製作工			1-78
	2-12-8		アンカーフレーム製作工			1-78
	2-12-9		プレビーム用桁製作工			1-79
	2-12-10		鋼製排水管製作工			1-79
	2-12-11		工場塗装工			1-80
第13節 橋梁架設工	2-13	1	架設工(鋼橋)	クレーン架設		1-81
				ケーブルクレーン架設		1-81
				ケーブルエレクション架設		1-81
				架設桁架設		1-81
				送出し架設		1-81
				トラペラークレーン架設		1-81
	2-13	2	架設工(コンクリート橋)	クレーン架設		1-82
				架設桁架設		1-82
				架設工支保工	固定	1-82
				移動	1-82	
		架設桁架設	片持架設	1-82		
			押出し架設	1-82		
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1	植生工	種子散布工		1-82
				張芝工		1-82
				筋芝工		1-82
				市松芝工		1-82
				植生シート工		1-82
				植生マット工		1-82
				植生筋工		1-82
				人工張芝工		1-82
				植生穴工		1-82
						植生基材吹付工
			客土吹付工		1-82	
	2-14-3		吹付工	コンクリート		1-83
				モルタル		1-83
	2-14-4	1	法粹工	現場打法粹工		1-84
				現場吹付法粹工		1-84
		2	法粹工	プレキャスト法粹工		1-84
	2-14-6		アンカー工			1-84
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		1-85
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			1-85

【第Ⅲ編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第15節 擁壁工(共通)	2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		1-86
				多数アンカー式補強土工法		1-86
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		1-86
	2-15-4		井桁ブロック工			1-86
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		1-87
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船		1-87
第18節 床版工	2-18-2		床版工			1-88

【第Ⅳ編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		1-89
				工場塗装工	Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
第4節 地盤改良工	1-4-2		路床安定処理工		Ⅲ-2-7-2路床安定処理工	1-66
	1-4-3		置換工		Ⅲ-2-7-3置換工	1-66
	1-4-4		サンドマット工		Ⅲ-2-7-6サンドマット工	1-67
	1-4-5		パーチカルドレーン工		Ⅲ-2-7-7パーチカルドレーン工	1-68
	1-4-6		締固め改良工		Ⅲ-2-7-8締固め改良工	1-68
	1-4-7		固結工		Ⅲ-2-7-9固結工	1-68
第5節 法面工	1-5-2		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
	1-5-3		法面吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83
	1-5-4		法砕工		Ⅲ-2-14-4法砕工	1-84
	1-5-6		アンカー工		Ⅲ-2-14-6アンカー工	1-84
	1-5-7		かご工	じゃかご	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
ふとんかご				Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	1-7-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	1-7-5		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		Ⅲ-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-85
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	Ⅲ-2-15-3補強土壁工	1-86
				多数アンカー式補強土工法	Ⅲ-2-15-3補強土壁工	1-86
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	Ⅲ-2-15-3補強土壁工	1-86
	1-7-8		井桁ブロック工		Ⅲ-2-15-4井桁ブロック工	1-86
1-7		小型擁壁工			1-89	
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
1-8-4		石積(張)工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47	
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	1-9-5		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	1-9-6		場所打函渠工			1-89
	1-9-7		プレキャストカルバート工		Ⅲ-2-3-28プレキャストカルバート工	1-40
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	1-10-4		管渠工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	1-10-5		集水樹・マンホール工		Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42
	1-10-6		地下排水工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41
	1-10-7		場所打水路工		Ⅲ-2-3-29場所打水路工	1-41
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			1-89
	1-11-5		落石防護柵工			1-89

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 落石雪害防止工	1-11-6		防雪柵工			1-90
	1-11-7		雪崩予防柵工			1-90
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			1-90
	1-12-5		遮音壁本体工			1-90
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		路床安定処理工		Ⅲ-2-7-2路床安定処理工	1-66
	2-3-3		置換工		Ⅲ-2-7-3置換工	1-66
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		Ⅲ-2-6-7アスファルト舗装工	1-48
	2-4-6		半たわみ性舗装工		Ⅲ-2-6-8半たわみ性舗装工	1-51
	2-4-7		排水性舗装工		Ⅲ-2-6-9排水性舗装工	1-53
	2-4-8		透水性舗装工		Ⅲ-2-6-10透水性舗装工	1-55
	2-4-9		ゲースアスファルト舗装工		Ⅲ-2-6-11ゲースアスファルト舗装工	1-56
	2-4-10		コンクリート舗装工		Ⅲ-2-6-12コンクリート舗装工	1-57
	2-4-11		薄層カラー舗装工		Ⅲ-2-6-13薄層カラー舗装工	1-61
	2-4-12		ブロック舗装工		Ⅲ-2-6-14ブロック舗装工	1-63
	2-4		歩道路盤工			1-91
	2-4		取合舗装路盤工			1-91
	2-4		路肩舗装路盤工			1-91
	2-4		歩道舗装工			1-91
	2-4		取合舗装工			1-91
	2-4		路肩舗装工			1-91
	2-4		表層工			1-91
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	2-5-4		管渠工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42
	2-5-6		地下排水工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41
	2-5-7		場所打水路工		Ⅲ-2-3-29場所打水路工	1-41
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			1-92
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		Ⅲ-2-3-5縁石工	1-32
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		1-92
				ラバーシュー		1-92
				アンカーボルト		1-92
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	2-8-4		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	2-8-5		ボックスビーム工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	2-8-6		車止めポスト工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		Ⅲ-2-3-6小型標識工	1-32
	2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		1-92
		2	大型標識工	標識柱工		1-92

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		Ⅲ-2-3-9区画線工	1-34	
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		Ⅲ-2-3-10道路付属物工	1-34	
	2-12-5	1	ケーブル配管工			1-93	
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		1-93	
	2-12-6		照明工	照明柱基礎工		1-93	
	2-12		組立歩道工			1-93	
	2-12		組立歩道工(支柱基礎工)			1-93	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38	
第3章 橋梁下部							
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		Ⅲ-2-12-1刃口金物製作工	1-73	
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			1-94	
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		Ⅲ-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-78	
	3-3-5		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80	
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31	
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44	
	3-6-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44	
	3-6-5		深礎工		Ⅲ-2-4-6深礎工	1-45	
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-45	
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-45	
	3-6-8		橋台躯体工			1-95	
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44	
	3-7-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44	
	3-7-5		深礎工		Ⅲ-2-4-6深礎工	1-45	
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		Ⅲ-3-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-45	
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-45	
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		Ⅲ-2-4-9鋼管井筒基礎工	1-46	
	3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式			1-96
				重力式		Ⅲ-3-7-9橋脚躯体工	1-96
			半重力式		Ⅲ-3-7-9橋脚躯体工	1-96	
	2	橋脚躯体工	ラーメン式			1-97	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44	
	3-8-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44	
	3-8-5		深礎工		Ⅲ-2-4-6深礎工	1-45	
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-45	
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-45	
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		Ⅲ-2-4-9鋼管井筒基礎工	1-46	
	3-8-9	1	橋脚フーチング工	I型・T型			1-97
				門型			1-98
	3-8-10	1	橋脚架設工	I型・T型			1-98
				門型			1-98
	3-8-11		現場継手工				1-98

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 鋼製橋脚工	3-8-12		現場塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		Ⅲ-2-4-3基礎工(護岸)	1-43
	3-9-4		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		Ⅲ-2-4-3基礎工(護岸)	1-43
	3-10-4		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
	3-11-3		護岸付属物工		Ⅵ-1-7-4護岸付属物工	1-120
	3-11-4		緑化ブロック工		Ⅲ-2-5-4緑化ブロック工	1-47
	3-11-5		環境護岸ブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
	3-11-6		石積(張)工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
	3-11-7		法枠工		Ⅲ-2-14-4法枠工	1-84
	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
			多自然型護岸工	巨石積み	Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
			多自然型護岸工	かごマット	Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
	3-11-9		吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83
	3-11-10		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
	3-11-11		覆土工		I-2-3-5法面整形工	1-30
	3-11-12		羽口工	じゃかご	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
		ふとんかご		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
		かご枠		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
		連節ブロック張り		Ⅲ-2-5-3連節ブロック張り	1-46	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		Ⅲ-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-85
第4章 鋼橋上部						
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		Ⅲ-2-12-3桁製作工	1-74
	4-3-4		検査路製作工		Ⅲ-2-12-4検査路製作工	1-77
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		Ⅲ-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-77
	4-3-6		落橋防止装置製作工		Ⅲ-2-12-6落橋防止装置製作工	1-78
	4-3-7		鋼製排水管製作工		Ⅲ-2-12-10鋼製排水管製作工	1-79
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		Ⅲ-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-78
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			1-99
	4-3-10		横断歩道橋製作工		Ⅲ-2-12-3桁製作工	1-74
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		Ⅲ-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-78
	4-3-13		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)
4-5-5			架設工(ケーブルクレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
4-5-6			架設工(ケーブルエレクション架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 鋼橋架設工	4-5-7		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-5-8		架設工(送出し架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-5-9		架設工(トラペラークレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-5-10	1	支承工	鋼製支承		
2		支承工	ゴム支承			1-99
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3		現場塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
第7節 床版工	4-7-2		床版工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	4-8-3		落橋防止装置工			1-100
	4-8-5		地覆工			1-100
	4-8-6		橋梁用防護柵工			1-100
	4-8-7		橋梁用高欄工			1-100
	4-8-8		検査路工			1-100
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	4-9-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	Ⅳ-3-8-9橋脚フーチング工	1-97
				T型	Ⅳ-3-8-9橋脚フーチング工	1-97
	4-9-6		歩道橋(側道橋)架設工		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
4-9-7		現場塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42	
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		Ⅲ-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-79
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		Ⅲ-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-78
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		Ⅲ-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-77
	5-3-5		検査路製作工		Ⅲ-2-12-4検査路製作工	1-77
	5-3-6		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	Ⅲ-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-35
				スラブ橋	Ⅲ-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-35
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		Ⅲ-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-35
	5-5-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		Ⅲ-2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	1-36
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		Ⅲ-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-36
	5-5-6		支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
	5-5-7		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-5-8		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-5-9		床版・横組工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	5-5-10		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2		プレベーム桁製作工(現場)			1-101
	5-6-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-6-4		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-6-5		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-6-6		床版・横組工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
	5-6-9		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第7節 PCホロースラブ橋	5-7-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-7-4		PCホロースラブ製作工		Ⅲ-2-3-15P Cホロースラブ製作工	1-36
	5-7-5		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第8節 RCホロースラブ橋	5-8-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		Ⅲ-2-3-15P Cホロースラブ製作工	1-36
	5-8-5		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		Ⅲ-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-36
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-10-4		PC箱桁製作工		Ⅲ-2-3-16P C箱桁製作工	1-37
	5-10-5		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		Ⅲ-2-3-16P C箱桁製作工	1-37
	5-11-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-11-4		架設工(片持架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	5-12-2		PC押し箱桁製作工		Ⅲ-2-3-16P C押し箱桁製作工	1-37
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-3		架設工(押し架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	5-13-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
第13節 橋梁付属物工	5-13-4		地覆工		IV-4-8-5地覆工	1-100
	5-13-5		橋梁用防護柵工		IV-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	5-13-6		橋梁用高欄工		IV-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	5-13-7		検査路工		IV-4-8-8検査路工	1-100
	第6章 トンネル(NATM)					
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			1-101
	6-4-4		ロックボルト工			1-101
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			1-102
	6-5-4		側壁コンクリート工		IV-6-5-3覆工コンクリート工	1-102
	6-5-5		床版コンクリート工			1-102
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			1-103
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			1-103
	6-8-5		明り巻工			1-104

【第Ⅳ編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			1-105
	11-6-4		カラー継手工			1-105
	11-6-5	1	防水工	防水		1-105
		2	防水工	防水保護工		1-105
	3	防水工	防水壁		1-106	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			1-106
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工	管路部		1-106
	12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		1-107
	12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	Ⅳ-11-6-2現場打躯体工	1-105
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			1-107
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-4		管路工	管路部	Ⅳ-12-5-2管路工(管路部)	1-106
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		Ⅳ-12-6-2ハンドホール工	1-107
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		Ⅲ-2-6-15路面切削工	1-65
	14-4-4		舗装打換え工		Ⅲ-2-6-16舗装打換え工	1-65
	14-4-5		切削オーバーレイ工			1-108
	14-4-6		オーバーレイ工		Ⅲ-2-6-17オーバーレイ工	1-65
	14-4-7	1	路上再生路盤工			1-108
	14-4-7	2	路上表層再生工			1-108
	14-4-8		薄層カラー舗装工		Ⅲ-2-6-13薄層カラー舗装工	1-61
	14-4		プレキャストRC舗装版工			1-108
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	14-5-4		管渠工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	14-5-5		集水樹・マンホール工		Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42
	14-5-6		地下排水工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41
	14-5-7		場所打水路工		Ⅲ-2-3-29現場打水路工	1-41
	14-5-8		排水工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
	14-5		排水構造物修繕工			1-109
第6節 防護柵工	14-6-2		路側防護柵工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	14-6-3		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	14-6-5		ボックスビーム工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	14-6-6		車止めポスト工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		Ⅲ-2-3-6小型標識工	1-32
	14-7-4		大型標識工		Ⅳ-2-9-4大型標識工	1-92
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		Ⅲ-2-3-10道路付属物工	1-34
	14-8-5		ケーブル配管工		Ⅳ-2-12-5ケーブル配管工	1-93
	14-8-6		照明工		Ⅳ-2-12-6照明工	1-93
第9節 軽量盛土工	14-9-2		軽量盛土工		Ⅰ-2-4-3路体盛土工	1-31
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		Ⅲ-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-85

【第IV編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
	14-11-4		石積(張)工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		Ⅳ-1-9-6場所打函渠工	1-89
	14-12-5		プレキャストカルバート工		Ⅲ-2-3-28プレキャストカルバート工	1-40
第13節 法面工	14-13-2		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
	14-13-3		法面吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83
	14-13-4		法砕工		Ⅲ-2-14-4法砕工	1-84
	14-13-6		アンカー工		Ⅲ-2-14-6アンカー工	1-84
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	Ⅲ-2-3-27羽口工 Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40 1-40
第15節 橋梁付属物工	14-15-2		伸縮継手工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	14-15-4		地覆工		Ⅳ-4-8-5地覆工	1-100
	14-15-5		橋梁用防護柵工		Ⅳ-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	14-15-6		橋梁用高欄工		Ⅳ-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	14-15-7		検査路工		Ⅳ-4-8-8検査路工	1-100
	14-15		伸縮継手修繕工		Ⅳ-16-22伸縮継手修繕工	1-109
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		Ⅲ-2-3-11コンクリート面塗装工	1-34
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			1-109
	16-3-5		落橋防止装置製作工		Ⅲ-2-12-6落橋防止装置製作工	1-78
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		Ⅲ-2-6-15路面切削工	1-65
	16-5-4		舗装打換え工		Ⅲ-2-6-16舗装打換え工	1-65
	16-5-5		切削オーバーレイ工		Ⅳ-14-4-5切削オーバーレイ工	1-108
	16-5-6		オーバーレイ工		Ⅲ-2-6-17オーバーレイ工	1-65
	16-5-7		路上再生工		Ⅳ-14-4-7路上再生工	1-108
	16-5-8		薄層カラー舗装工		Ⅲ-2-6-13薄層カラー舗装工	1-61
	16-5		路上表層再生工		Ⅳ-14-4路上表層再生工	1-108
	16-5		プレキャストRC舗装版工		Ⅳ-14-4プレキャストRC舗装版工	1-108
	第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工
16-6-4			管渠工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
16-6-5			集水柵・マンホール工		Ⅲ-2-3-30集水柵工	1-42
16-6-6			地下排水工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41
16-6-7			場所打水路工		Ⅲ-2-3-29場所打水路工	1-41
16-6-8			排水工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
16-6			排水構造物修繕工		Ⅳ-14-5排水構造物修繕工	1-109
第7節 縁石工		17-7-3		縁石工		Ⅲ-2-3-5縁石工
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	16-8-4		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	16-8-5		ボックスビーム工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
	16-8-6		車止めポスト工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		Ⅲ-2-3-6小型標識工	1-32
	16-9-4		大型標識工		Ⅳ-2-9-4大型標識工	1-92
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		Ⅲ-2-3-9区画線工	1-34
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		Ⅲ-2-3-10道路付属物工	1-34

【第Ⅳ編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	16-12-5		ケーブル配管工		Ⅳ-2-12-5ケーブル配管工	1-93
	16-12-6		照明工		Ⅳ-2-12-6照明工	1-93
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		Ⅰ-2-4-3路体盛土工	1-31
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		Ⅲ-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-85
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
	16-15-4		石積(張)工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		Ⅳ-1-9-6場所打函渠工	1-89
	16-16-5		プレキャストカルバート工		Ⅲ-2-3-28プレキャストカルバート工	1-40
第17節 法面工	16-17-2		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
	16-17-3		法面吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83
	16-17-4		法枠工		Ⅲ-2-14-4法枠工	1-84
	16-17-6		アンカー工		Ⅲ-2-14-6アンカー工	1-84
	16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	Ⅲ-2-3-27羽口工 Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40 1-40
第18節 落石雪害防止工	16-18-4		落石防止網工		Ⅳ-1-11-4落石防止網工	1-89
	16-18-5		落石防護柵工		Ⅳ-1-11-5落石防護柵工	1-89
	16-18-6		防雪柵工		Ⅳ-1-11-6防雪柵工	1-90
	16-18-7		雪崩予防柵工		Ⅳ-1-11-7雪崩予防柵工	1-90
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		Ⅳ-16-3-4桁補強材製作工	1-109
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
	16-21-4		PC橋支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	16-22-4		落橋防止装置工		Ⅳ-4-8-3落橋防止装置工	1-100
	16-22-6		地覆工		Ⅳ-4-8-5地覆工	1-100
	16-22-7		橋梁用防護柵工		Ⅳ-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	16-22-8		橋梁用高欄工		Ⅳ-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	16-22-9		検査路工		Ⅳ-4-8-8検査路工	1-100
	16-22		伸縮継手修繕工			1-109
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
	16-25-6		コンクリート面塗装工		Ⅲ-2-3-11コンクリート面塗装工	1-34

【第V編 下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 管路							
第3節 管きよ工(開削)	1-3-3		管路土工	管路掘削		1-110	
	1-3-4	1	管布設工	管布設		1-110	
		2		矩形渠(プレキャスト)		1-110	
		3		圧送管		1-110	
	1-3-5	1	管基礎工	砂基礎		1-111	
		2		碎石基礎		1-111	
		3		コンクリート基礎		1-111	
		4		まくら土台基礎		1-111	
		5		はしご胴木基礎		1-111	
	1-3-6		水路築造工	現場打水路		1-112	
	1-3-7		管路土留工	鋼矢板土留		1-112	
第4節 管きよ工(小口径管推進)	1-4-3		小口径管推進工	推進工		1-112	
	1-4-4		立坑内管布設工	空伏工		1-113	
第5節 管きよ工(推進)	1-5-3		推進工	推進工	V-1-4-3推進工	1-112	
	1-5-4		立坑内管布設工	空伏工	V-1-4-4空伏工	1-113	
第6節 管きよ工(シールド)	1-6-3		一次覆工			1-113	
	1-6-4		二次覆工			1-113	
第7節 マンホール工	1-7-3	1	標準マンホール工	標準マンホール工		1-114	
		2		マンホール基礎工		1-114	
	1-7-4	1	組立マンホール工	組立マンホール工		1-114	
		2		マンホール基礎工	V-1-7-3マンホール基礎工	1-114	
	1-7-5	1	小型マンホール工	小型マンホール工		1-114	
		2		マンホール基礎工	V-1-7-3マンホール基礎工	1-114	
第8節 特殊マンホール工	1-8-4	1	躯体工	現場打特殊マンホール工		1-115	
		2		マンホール基礎工	V-1-7-3マンホール基礎工	1-114	
		3		伏せ越し室 雨水吐室		1-115	
		4		伏せ越し管		1-115	
		5		越流堰(雨水吐室)		1-115	
		6		中継ポンプ施設		1-115	
第9節 取付管及びます工	1-9-4		ます設置工	公共ます		1-116	
	1-9-5		取付管布設工	取付管		1-116	
第12節 立坑工	1-12-1	1	立坑	立坑工		1-116	
		2		立坑土工		1-116	
第2章 処理場・ポンプ場							
第1節 本体築造工	2-1-1	1	躯体工	流入きよ、流出きよ		1-117	
		2		ポンプ場・流末処理場	躯体		1-117
		3			ゲート及び床版の開口部		1-117
		4			越流せき		1-117
		5		流末処理場	流出トラフ		1-118
		6		土工	掘削 整地 造成 道路		1-118
		7		碎石基礎工		1-118	
		8		コンクリート基礎工		1-118	
		9		ソイルミキシング地 中連続壁工		1-118	
		10		連続地中壁工		1-119	
		11		基礎杭工	既製杭		1-119
		12			場所打ち杭		1-119

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤護岸							
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31	
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		Ⅲ-2-7-4表層安定処理工	1-67	
	1-4-3		パイルネット工		Ⅲ-2-7-5パイルネット工	1-67	
	1-4-4		パーチカルドレーン工		Ⅲ-2-7-7パーチカルドレーン工	1-68	
	1-4-5		締固め改良工		Ⅲ-2-7-8締固め改良工	1-68	
	1-4-6		固結工		Ⅲ-2-7-9固結工	1-68	
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		Ⅲ-2-4-3基礎工(護岸)	1-43	
	1-5-4		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32	
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		Ⅲ-2-4-3基礎工(護岸)	1-43	
	1-6-4		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32	
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46	
	1-7-4		護岸付属物工			1-120	
	1-7-5		緑化ブロック工		Ⅲ-2-5-4緑化ブロック工	1-47	
	1-7-6		環境護岸ブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46	
	1-7-7		石積(張)工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47	
	1-7-8		法枠工		Ⅲ-2-14-4法枠工	1-84	
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り		Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
				巨石積み		Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
				かごマット		Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
	1-7-10		吹付工		Ⅲ-2-14-3吹付工	1-83	
	1-7-11		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82	
	1-7-12		覆土工		I-2-3-5法面整形工	1-30	
	1-7-13		羽口工	じゃかご		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
ふとんかご					Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
かご枠					Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
連節ブロック張り					Ⅲ-2-5-3連節ブロック張り	1-46	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85	
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		Ⅲ-2-15-2プレキャスト擁壁工	1-85	
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		Ⅲ-2-3-17根固めブロック工	1-37	
	1-9-5		沈床工		Ⅲ-2-3-18沈床工	1-38	
	1-9-6		捨石工		Ⅲ-2-3-19捨石工	1-38	
	1-9-7		かご工	じゃかご		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
ふとんかご					Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		Ⅲ-2-3-18沈床工	1-38	
	1-10-4		捨石工		Ⅲ-2-3-19捨石工	1-38	
	1-10-5		かご工	じゃかご		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
				ふとんかご		Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
1-10-8		杭出し水制工			1-120		
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33	
	1-11-5		アスファルト舗装工		Ⅲ-2-6-7アスファルト舗装工	1-48	
	1-11-6		コンクリート舗装工		Ⅲ-2-6-12コンクリート舗装工	1-57	

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 付帯道路工	1-11-7		薄層カラー舗装工		Ⅲ-2-6-13薄層カラー舗装工	1-61	
	1-11-8		ブロック舗装工		Ⅲ-2-6-14ブロック舗装工	1-63	
	1-11-9		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41	
	1-11-10		集水樹工		Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42	
	1-11-11		縁石工		Ⅲ-2-3-5縁石工	1-32	
	1-11-12		区画線工		Ⅲ-2-3-9区画線工	1-34	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		Ⅲ-2-3-10道路付属物工	1-34	
	1-12-4		標識工		Ⅲ-2-3-6小型標識工	1-32	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			1-120	
	1-13-4		ハンドホール工			1-120	
第2章 浚渫(河川)							
第2節 浚渫工	2-2-2		揚土工		Ⅲ-2-16-3浚渫船運転工	1-87	
第3節 浚渫土処理工	2-3-2		浚渫土処理工		Ⅲ-2-16-3浚渫船運転工	1-87	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		Ⅲ-2-7-9固結工	1-68	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44	
	3-5-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44	
	3-5-5		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32	
	3-5-6	1	2	函渠工	本体工		1-121
				函渠工	ヒューム管		1-121
					PC管		1-121
					コルゲートパイプ		1-121
					ダクタイル鋳鉄管		1-121
	PC函渠	Ⅲ-2-3-28プレキャストカルバート工	1-40				
3-5-7		翼壁工			1-121		
3-5-8		水叩工			1-121		
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		Ⅲ-2-3-17根固めブロック工	1-37	
	3-6-5		沈床工		Ⅲ-2-3-18沈床工	1-38	
	3-6-6		捨石工		Ⅲ-2-3-19捨石工	1-38	
	3-6-7		かご工	じゃかご	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
				ふとんかご	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40	
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41	
	3-7-4		集水樹工		Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42	
	3-7-5		暗渠工		Ⅲ-2-3-29暗渠工	1-41	
	3-7-6		樋門接続暗渠工		Ⅲ-2-3-28プレキャストカルバート工	1-40	
	第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
3-8-7			階段工		Ⅲ-2-3-22階段工	1-38	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		Ⅲ-2-12-3桁製作工	1-74	

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		Ⅲ-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-77
	4-3-5		落橋防止装置製作工		Ⅲ-2-12-6落橋防止装置製作工	1-78
	4-3-6		鋼製排水管製作工		Ⅲ-2-12-10鋼製排水管製作工	1-79
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		Ⅲ-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-78
	4-3-9		仮設材製作工		Ⅲ-2-12-1仮設材製作工	1-73
	4-3-10		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第6節 水門本體工	4-6-4		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	4-6-5		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	4-6-6		矢板工(遮水矢板)		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
	4-6-7		床版工			1-122
	4-6-8		堰柱工			1-122
	4-6-9		門柱工			1-122
	4-6-10		ゲート操作台工			1-122
	4-6-11		胸壁工			1-122
	4-6-12		翼壁工		Ⅵ-3-5-7翼壁工	1-121
	4-6-13		水叩工		Ⅵ-3-5-8水叩工	1-121
	4-6		扉体、戸当り及び開閉装置			1-122
	4-6		水門塗装			1-122
	第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		Ⅲ-2-3-17根固めブロック工
4-7-5			沈床工		Ⅲ-2-3-18沈床工	1-38
4-7-6			捨石工		Ⅲ-2-3-19捨石工	1-38
4-7-7			かご工	じゃかご ふとんかご	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
					Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	4-8-8		階段工		Ⅲ-2-3-22階段工	1-38
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-8		架設工(送出し架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	4-9-10		支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
第11節 床版工	4-11-2		床版工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	4-12-4		地覆工		Ⅳ-4-8-5地覆工	1-100
	4-12-5		橋梁用防護柵工		Ⅳ-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	4-12-6		橋梁用高欄工		Ⅳ-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	4-12-7		検査路工		Ⅳ-4-8-8検査路工	1-100
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		Ⅲ-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-35

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第14節 コンクリート管理 橋上部工(PC橋)	4-14-3		ポストテンション桁製作工		Ⅲ-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-35
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		Ⅲ-2-3-13プレキャストセグメント桁製作工(購入工)	1-36
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		Ⅲ-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-36
	4-14-6		支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	4-14-9		床版・横組工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
	4-14-10		落橋防止装置工		Ⅳ-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第15節 コンクリート管理 橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-3		支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
	4-15-4		落橋防止装置工		Ⅳ-4-8-3落橋防止装置工	1-100
	4-15-5		PCホロースラブ製作工		Ⅲ-2-3-15P Cホロースラブ製作工	1-36
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	4-16-4		地覆工		Ⅳ-4-8-5地覆工	1-100
	4-16-5		橋梁用防護柵工		Ⅳ-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	4-16-6		橋梁用高欄工		Ⅳ-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	4-16-7		検査路工		Ⅳ-4-8-8検査路工	1-100
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		Ⅲ-2-6-7アスファルト舗装工	1-48
	4-18-6		半たわみ性舗装工		Ⅲ-2-6-8半たわみ性舗装工	1-51
	4-18-7		排水性舗装工		Ⅲ-2-6-9排水性舗装工	1-53
	4-18-8		透水性舗装工		Ⅲ-2-6-10透水性舗装工	1-55
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		Ⅲ-2-6-11グースアスファルト舗装工	1-56
	4-18-10		コンクリート舗装工		Ⅲ-2-6-12コンクリート舗装工	1-57
	4-18-11		薄層カラー舗装工		Ⅲ-2-6-13薄層カラー舗装工	1-61
4-18-12		ブロック舗装工		Ⅲ-2-6-14ブロック舗装工	1-63	
第5章 堰						
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		Ⅲ-2-12-1刃口金物製作工	1-73
	5-3-4		桁製作工		Ⅲ-2-12-3桁製作工	1-74
	5-3-5		検査路製作工		Ⅲ-2-12-4検査路製作工	1-77
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		Ⅲ-2-12-5鋼製伸縮継手製作工	1-77
	5-3-7		落橋防止装置製作工		Ⅲ-2-12-6落橋防止装置製作工	1-78
	5-3-8		鋼製排水管製作工		Ⅲ-2-12-10鋼製排水管製作工	1-79
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		Ⅲ-2-12-9プレビーム用桁製作工	1-79
	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		Ⅲ-2-12-7橋梁用防護柵製作工	1-78
5-3-12		アンカーフレーム製作工		Ⅲ-2-12-8アンカーフレーム製作工	1-78	

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 工場製作工	5-3-13		仮設材製作工		Ⅲ-2-12-1仮設材製作工	1-73
	5-3-14		工場塗装工		Ⅲ-2-12-11工場塗装工	1-80
第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	5-6-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	5-6-5		オープンケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-45
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-45
	5-6-7		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
	5-6-8		床版工		Ⅵ-4-6-7床版工	1-122
	5-6-9		堰柱工		Ⅵ-4-6-8堰柱工	1-122
	5-6-10		門柱工		Ⅵ-4-6-9門柱工	1-122
	5-6-11		ゲート操作台工		Ⅵ-4-6-10ゲート操作台工	1-122
	5-6-12		水叩工		Ⅵ-3-5-8水叩工	1-122
	5-6-13		閘門工			1-122
	5-6-14		土砂吐工			1-122
	5-6-15		取付擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工
5-7-4			場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
5-7-5			オープンケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-7オープンケーソン基礎工	1-45
5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		Ⅲ-2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	1-45
5-7-7			矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
5-7-8			堰本体工			1-122
5-7-9			水叩工			1-122
5-7-10			土砂吐工			1-122
5-7-11			取付擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
第8節 魚道工	5-8-3		魚道本体工			1-123
第9節 管理橋下部工	5-9-2		管理橋橋台工			1-123
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-7		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-8		架設工(送出し架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		Ⅲ-2-13 架設工(鋼橋)	1-81
	5-10-10		支承工		Ⅳ-4-5-10支承工	1-99
	5-10-11		現場継手工			1-123
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
第12節 床版工	5-12-2		床版工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	5-13-4		地覆工		Ⅳ-4-8-5地覆工	1-100

【第VI編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-5		橋梁用防護柵工		IV-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	5-13-6		橋梁用高欄工		IV-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	5-13-7		検査路工		IV-4-8-8検査路工	1-100
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		Ⅲ-2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	1-35
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		Ⅲ-2-3-13ポストテンション桁製作工	1-35
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		Ⅲ-2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	1-36
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		Ⅲ-2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	1-36
	5-15-6		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-15-7		架設工(クレーン架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		Ⅲ-2-13架設工(コンクリート橋)	1-82
	5-15-9		床版・横組工		Ⅲ-2-18-2床版工	1-88
	5-15-10		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	5-16-3		支承工		IV-4-5-10支承工
5-16-4			落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
5-16-5			PCホロースラブ製作工		Ⅲ-2-3-15PCホロースラブ製作工	1-36
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-3		支承工		IV-4-5-10支承工	1-99
	5-17-4		PC箱桁製作工		Ⅲ-2-3-16PC箱桁製作工	1-37
	5-17-5		落橋防止装置工		IV-4-8-3落橋防止装置工	1-100
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		Ⅲ-2-3-24伸縮装置工	1-38
	5-18-4		地覆工		IV-4-8-5地覆工	1-100
	5-18-5		橋梁用防護柵工		IV-4-8-6橋梁用防護柵工	1-100
	5-18-6		橋梁用高欄工		IV-4-8-7橋梁用高欄工	1-100
	5-18-7		検査路工		IV-4-8-8検査路工	1-100
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	5-20-7		階段工		Ⅲ-2-3-22階段工	1-38
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	6-4-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	6-4-5		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
	6-4-6		本体工			1-124
	6-4-7		燃料貯油槽工			1-124
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44

【第VI編 河川編】

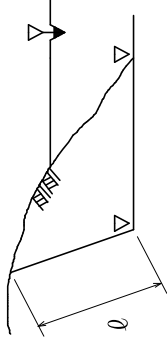
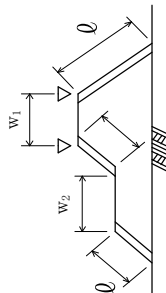
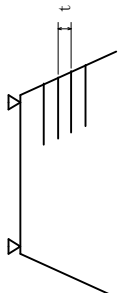
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 沈砂池工	6-5-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	6-5-5		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
	6-5-6		場所打擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	6-5-7		コンクリート床版工			1-124
	6-5-8		ブロック床版工		Ⅲ-2-3-17根固めブロック工	1-37
	6-5-9		場所打水路工		Ⅲ-2-3-29場所打水路工	1-41
第6節 吐出水槽工	6-6-3		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	6-6-4		場所打杭工		Ⅲ-2-4-5場所打杭工	1-44
	6-6-5		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-32
	6-6-6		本体工		Ⅵ-6-4-6本体工	1-124
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		Ⅲ-2-4-4既製杭工	1-44
	7-4-5		矢板工		Ⅲ-2-3-4矢板工	1-44
	7-4-6		本体工	床固め本体工		1-125
				植石張り	Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
				根固めブロック	Ⅲ-2-3-17根固めブロック工	1-37
	7-4-7		取付擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	7-4-8		水叩工	水叩工		1-125
				巨石張り	Ⅲ-2-3-26多自然型護岸工	1-39
			根固めブロック	Ⅲ-2-3-17根固めブロック工	1-37	
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		Ⅵ-7-4-6本体工	1-125
	7-5-5		垂直壁工		Ⅵ-7-4-6本体工	1-125
	7-5-6		側壁工			1-125
	7-5-7		水叩工		Ⅵ-7-4-8水叩工	1-125
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		Ⅲ-2-15-1場所打擁壁工	1-85
	7-6-4		ブロック積擁壁工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
	7-6-5		石積擁壁工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
	7-6-6		山留擁壁基礎工		Ⅲ-2-4-3基礎工(護岸)	1-43
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		I-2-3-6堤防天端工	1-30
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		Ⅲ-2-6-12コンクリート舗装工	1-57
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		Ⅲ-2-6-7アスファルト舗装工	1-48
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		Ⅲ-2-3-8路側防護柵工	1-33
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	8-9-5		付属物設置工		Ⅲ-2-3-10道路付属物工	1-34
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		Ⅵ-1-13-3配管工	1-120
	8-10-4		ハンドホール工		Ⅵ-1-13-4ハンドホール工	1-120
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		I-2-4-3路体盛土工	1-31
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		I-2-3-5法面整形工	1-30
	9-4-3		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82

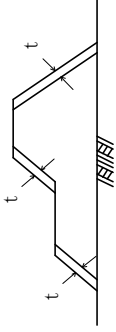

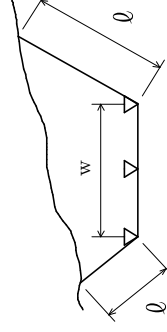
【第VI編 河川編】

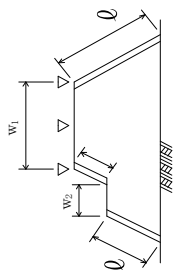
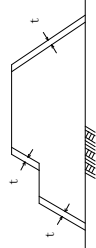
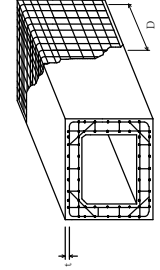
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	Ⅲ-2-3-27羽口工	1-40
				連節ブロック張り	Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	1-46
				コンクリートブロック張り	Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
				石張工	Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
	9-5-3		植生工		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		Ⅲ-2-5-5石積(張)工	1-47
	9-6-4		コンクリートブロック工		Ⅲ-2-5-3コンクリートブロック工	1-46
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		Ⅲ-2-3-7防止柵工	1-33
	9-7-4		路面切削工		Ⅲ-2-6-15路面切削工	1-65
	9-7-5		舗装打換え工		Ⅲ-2-6-16舗装打換え工	1-65
	9-7-6		オーバーレイ工		Ⅲ-2-6-17オーバーレイ工	1-65
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	Ⅲ-2-3-29側溝工	1-41
				集水樹工	Ⅲ-2-3-30集水樹工	1-42
	9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	Ⅲ-2-3-5縁石工	1-32
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		Ⅲ-2-3-31現場塗装工	1-42
	9-8-4		コンクリート面塗装工		Ⅲ-2-3-11コンクリート面塗装工	1-34

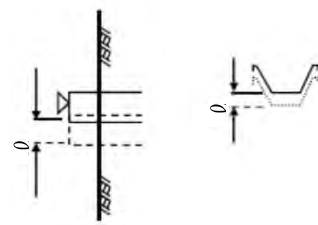
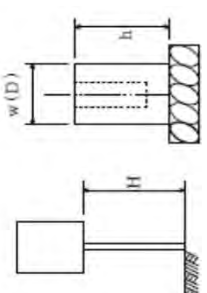
【第Ⅶ編 公園編】

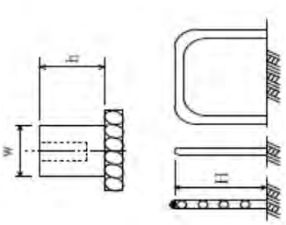
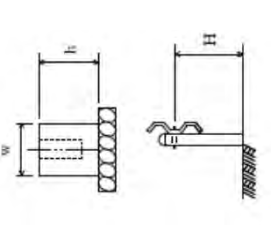
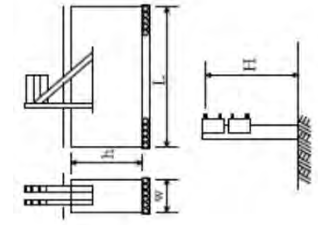
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 植栽						
第3節 植栽工	1-3-2		高木			1-126
			中低木			1-126
			地被類			1-126
			法面緑化		Ⅲ-2-14-2植生工	1-82

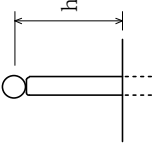
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
I 共通編	2 土工	3 河川土工	2		掘削工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は掘削部の両端で測定。			
						法長 l	$\theta < 5\text{ m}$				-200
							$\theta \geq 5\text{ m}$				法長 - 4%
I 共通編	2 土工	3 河川土工	3		盛土工	基準高 ∇	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。			
						法長 l	$\theta < 5\text{ m}$				-100
							$\theta \geq 5\text{ m}$				法長 - 2%
I 共通編	2 土工	3 河川土工	4		盛土補強工 (テールアルメ) 壁工法 (多敷アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				

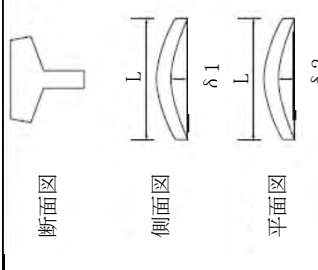
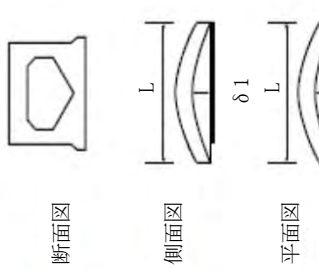
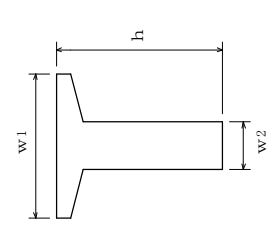
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
I 共通編	2 土工	3 河川土工	5		法面整形工 (盛土工)	厚さ t	※-30	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。</p>			
I 共通編	2 土工	3 河川土工	6		堤防天端工	厚さ t	-25	<p>幅は、施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長40mにつき1箇所、40m以下は2箇所、中央で測定。</p>			
							-50				
						幅 w	-100				
I 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高 ∇	±50	<p>施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。</p>			
						法長 θ	$\theta < 5\text{ m}$				-200
							$\theta \geq 5\text{ m}$				法長-4%
						幅 w	-100				

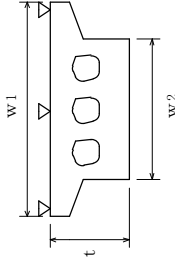
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
I 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽	±50	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。		
						法長 ϕ	-100			
							$\phi < 5\text{ m}$			
		幅 w_1, w_2	-100							
I 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土工)	厚さ t	※ -30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
I 共通編	3 無筋、鉄筋コンクリート	6 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	± ϕ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: 本間の長さ n: 10本程度とする ϕ : 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編9.2)参照。但し、道路橋示方書の適用を受ける橋については道路橋示方書(IIIコンクリート橋編6.6)による。 注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2) 橋梁コンクリート床版橋(PC橋を含む)の鉄筋については、第3編2-18-2床版・構組工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面25m ² 以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領(案)」を適用する。		
						かぶり i	± ϕ かつ 最小かぶり 以上			

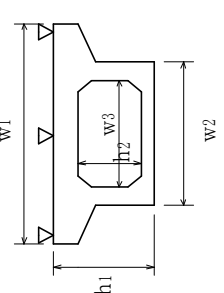
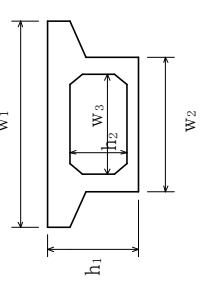
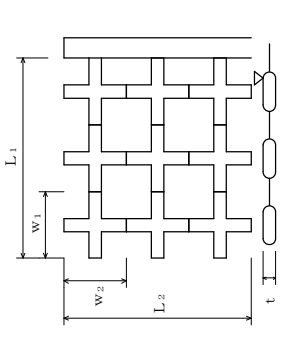
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工 (指定仮設・任意仮設は除く) (可とう鋼矢板) (広幅型鋼矢板) (コンクリート矢板) (軽量鋼矢板) (鋼矢板)	基準高 ∇	± 50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工所につき2箇所。 変位は、施工延長20m (測点間隔25mの場合) につき1箇所、延長20m (又は25m) 以下のものは1施工所につき2箇所。		
						根入長	設計値以上			
						変位 θ	100			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1箇所/1施工箇所		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		
						基礎	-30	基礎1基毎		
							高さ h	-30		
							根入れ長	設計値以上		

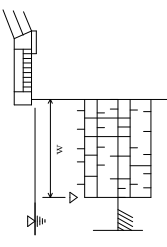
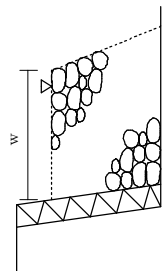
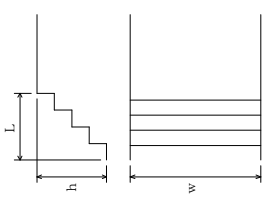
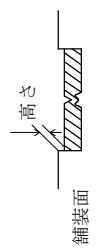
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1箇所測定。 1箇所/1施工箇所		
						高さh	-30			
						パイプ取付高 H	30 -20			
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	-30	1箇所/施工延長40m 40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。 1箇所/1施工箇所		
						高さh	-30			
						ビーム取付高 H	30 -20			
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	-30	1箇所/1基礎毎 1箇所/1施工箇所		
						高さh	-30			
						延長L	-100			
						ケーブル取付高H	+30 -20			

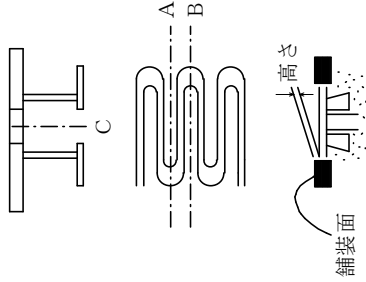
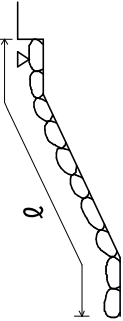
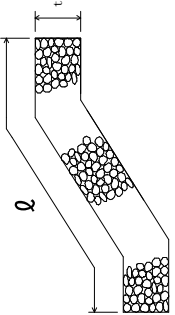
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	9		区画線工	厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1箇所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1箇所/10本 10本以下の場合は、2箇所測定。		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	11		コンクリート面塗装工	塗膜使用量	鋼道路橋塗装・防食便覧Ⅱ-74「表5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(実缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500m ² とする。		

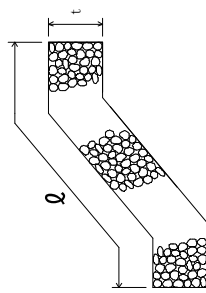
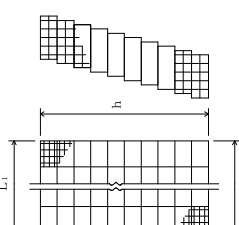
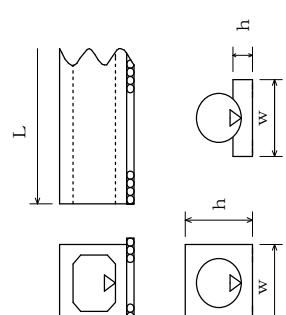
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	1	プレテンション桁製作 工(購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	12	2	プレテンション桁製作 工(購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10…… L ≤ 10m ±L/1000 … L > 10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	1	ポストテンション桁製作 工	幅(上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 橋方向タワミの測定は、プレストレッシング 後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3 箇所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、 製造工場の発行するJISに基づく試験成績表 に替えることができる。 ϕ : 支間長		
						幅(下) w_2	±5			
						高さ h	+10 -5			
						桁長 支間長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8 ϕ			

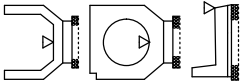
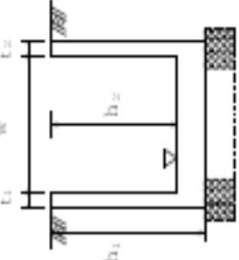
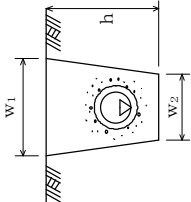
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	13	2	プレキヤストセグメント製作工(購入工)	桁長 ϕ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、一般図の寸法表示箇所所で測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	14		プレキヤストセグメント主桁組立工	桁 支間長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内	全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ϕ : 支間長		
						横方向最大タワミ	0.80			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	15		PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	全般について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第Ⅲ編2-18-2床版工に準ずる。 ϕ : 桁長 (m)		
						幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$			
						厚さ t	$-10 \sim +20$			
						桁長 ϕ	$\phi < 15 \dots \pm 10$ $\phi \geq 15 \dots$ $\pm (\phi - 5)$ かつ -30mm 以内			

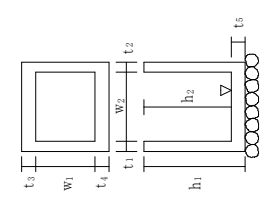
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	1	PC箱桁製作工	種	基準高▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2箇所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3箇所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第Ⅲ編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		
							幅（上） w1	-5～+30			
							幅（下） w2	-5～+30			
							内空幅 w3	±5			
							高さ h1	+10 -5			
							内空高さ h2	+10 -5			
							桁長 ℓ	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
							幅（上） w1	-5～+30			
							幅（下） w2	-5～+30			
							内空幅 w3	±5			
高さ h1	+10 -5										
内空高さ h2	+10 -5										
桁長 ℓ	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内										
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	16	2	PC押出し箱桁製作工	種	幅（上） w1	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第Ⅲ編2-18-2床版工に準ずる。 ℓ：桁長		
							幅（下） w2	-5～+30			
							内空幅 w3	±5			
							高さ h1	+10 -5			
							内空高さ h2	+10 -5			
							桁長 ℓ	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ - 5) かつ -30mm以内			
							層積	±100			
							乱積	± t / 2			
							厚さ t	-20			
							層積	-20			
乱積	- t / 2										
層積	-200										
乱積	- t / 2										
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	17		根固めブロック工	種	基準高▽	±100	施工延長40m（測点間隔25mの場合）は50mにつき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 幅、厚さは40個につき1箇所測定。 1施工箇所毎		
							層積	± t / 2			
							乱積	-20			
							厚さ t	-20			
							層積	-20			
							乱積	- t / 2			
							層積	-200			
							乱積	- t / 2			

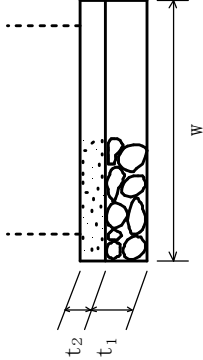
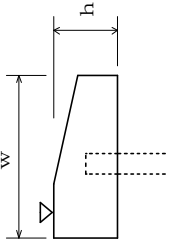
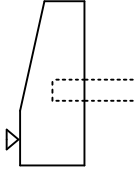
編	章	節	条	枝番	工種	種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	18		沈床工		基準高 ∇	±150	1組毎		
							幅 w	±300			
							延長 L	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	19		捨石工		基準高 ∇	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
							幅 w	-100			
							延長 L	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	22		階段工		幅 w	-30	1回/1施工箇所		
							高さ h	-30			
							長さ L	-30			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)		据付け高さ	舗装面に対し 0～-2	両端及び中央部付近を測定。		
							表面の凹凸	3			
							仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2			

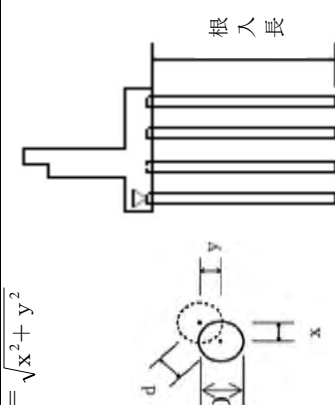
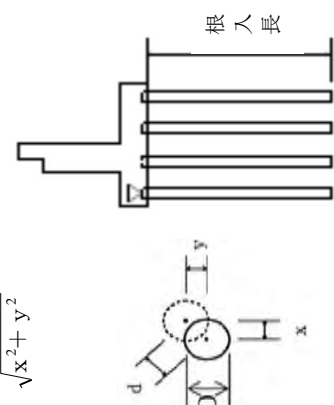
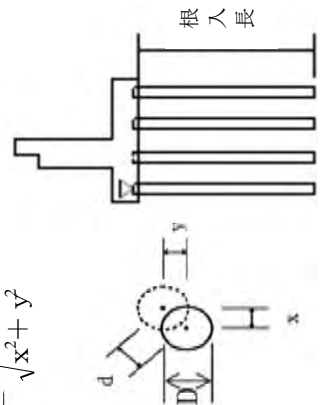
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フイリゲージ イント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部各3点計9点。 縦方向及び横方向間隔は両端、中央部の3点。		
						据付け高さ	3			
						車線方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	2			
						歯型板面の歯咬み部の高低差	±2			
						縦方向間隔	±5			
						横方向間隔	舗装面に対し 0～-2			
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り) (巨石積み)	基準高▽	±500	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						法長ℓ	-200			
						延長L	-200			
III 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長ℓ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		III-2-3-32
						厚さ	-200			
						延長L	-200			

編	章	節	条	枝番	種工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	1	羽口工 (じやかかご)	法長	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		Ⅲ-2-3-33
							-100			
						厚さ t	-50			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	27	2	羽口工 (ふとんかかご) (かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		Ⅲ-2-3-33
						延長 L ₁ , L ₂	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	28		プレキヤストカルバート工 (プレキヤストブロックス工) (プレキヤストパイプ工)	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ※印は、現場打のある場合。		
						※幅 w	-50			
						※高さ h	-30			
						延長 L	-200	1施工箇所毎		

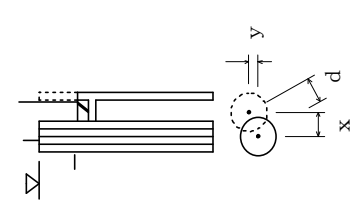
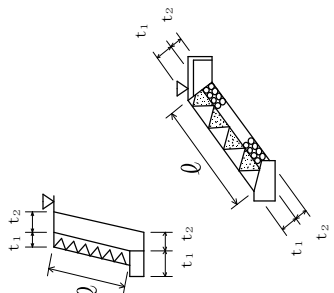
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1	側溝工 (プレキヤストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長L	-200	1箇所/1施工箇所			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合、製品寸法については規格証明書等による。			
						厚さ t ₁ , t ₂	-20				
						幅 w	-30				
						高さ h ₁ , h ₂	-30				
						延長L	-200				1施工箇所毎
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						幅 w ₁ , w ₂	-50				
						深さ L	-30				
						延長L	-200				1施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	30		集水桝工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						厚さ	-30			
						延長	各構造物の規格値による			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅	-30			
						高さ	-30			
						延長	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工(護岸) (プレキヤスト)	基準高	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径	設計径 (公称径) -30以上			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。		
						ケーソンの長さℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏心量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管井筒基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全敷を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。			
						根入長	設計値以上				
						偏心量 d	300以内				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積（張）工	3	1	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合）以下につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。			
						法長 l	l < 3 m				-50
							l ≥ 3 m				-100
						厚さ（ブロック積張） t ₁	-50				
							厚さ（裏込） t ₂				-50
							延長 L				-200
						Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工				5 石・ブロック積（張）工
法長 l	-100										
延長 L ₁ , L ₂	-200										

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						幅	-100			
						延長 L	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 θ	$\theta < 3\text{ m}$			
							$\theta \geq 3\text{ m}$			
						厚さ(ブロック) t_1	-50			
厚さ(裏込) t_2	-50									
延長 L	-200									
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		
						法長 θ	$\theta < 3\text{ m}$			
							$\theta \geq 3\text{ m}$			
						厚さ(石積・張) t_1	-50			
厚さ(裏込) t_2	-50									
延長 L	-200									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。		
						厚さ	-45	-45	-15	-15	小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。		
						幅	-50	-50	—	—	(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。		
						幅	-50	-50	—	—	※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。		
											幅は、延長40m毎に1箇所を割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
III	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
						幅	-25	-30	-8	-10			
III	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとすると10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-15	-20	-5	-7			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)		測定項目			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。</p> <p>※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。</p> <p>(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことも10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
						幅	-9	-12	-3	-4			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。</p> <p>※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。</p>	<p>コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅	-7	-9	-2	-3			
						平坦性	—	3m ² プロットメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
						厚さ	-45	-45	-15	-15	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。		
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。		
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10	基準高は延長40m毎に1箇所を割りとし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取で床板等に損傷を与える恐れがある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—	—	厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	小規模	中規模			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	-25	-30	-8	-10	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)
						幅	以上	以下	-50	-50	—	—	
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	-15	-20	-5	-7	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことと、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10未満の場合は測定値の平均値は採用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						幅	以上	以下	-50	-50	—	—	
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	-9	-12	-3	-4	厚さは、延長40m毎に1箇所を割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。
						幅	以上	以下	-25	-25	—	—	
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模 以上	小規模 以下	-7	-9	-2	-3	厚さは、延長40m毎に1箇所を割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。
						幅	以上	以下	-25	-25	—	—	
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8		平坦性	平坦性	—	—	—	—	—	—	3m ² プロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	—	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
						厚さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	-10		厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことともし、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。 コア採取について橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50	-50	—	—			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-30	-8	-10		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-50	-50	—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	中規模以下	小規模	以下	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことと、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。</p> <p>コア採取については 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>		
						幅	-15	-20	-7	-5			
							-50	-50	—	—			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚さ	中規模以上	中規模以下	小規模	以下	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。</p> <p>※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。</p>		
						幅	-9	-12	-4	-3			
							-25	-25	—	—			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚さ	中規模以上	中規模以下	小規模	以下	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。</p> <p>※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。</p>		
						幅	-7	-9	-3	-2			
						平坦性	-25	-25	—	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1箇所割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1箇所測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。 ※歩道舗装に適用する。			
						厚さ	t < 15cm	-30				—
							t ≥ 15cm	-45				
						幅	-100	—				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1箇所割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1箇所測定。 厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、コア一厚測定値を含めることも可とする。 ※歩道舗装に適用する。			
						幅	-25	—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要		
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)							
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グーアスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	中規模以上	-15	小規模以下	-20	中規模以上	-5	小規模以下	-7	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。</p> <p>(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことと、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
						幅	—	-50	—	—	—	—	—		
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グーアスファルト舗装工(基層工)	厚さ	—	-9	—	-12	—	-3	—	<p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことと、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	
						幅	—	-25	—	-25	—	—	—		
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グーアスファルト舗装工(表層工)	厚さ	—	-7	—	-9	—	-2	-3	<p>厚さは、延長40m毎に1箇所を割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。</p> <p>※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。</p>	
						幅	—	-25	—	-25	—	—	—		
						平坦性	—	—	—	—	—	—	—		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
III	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。</p> <p>(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことにも10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
						厚さ	-45	-15				
						幅	-50	—				
III	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	<p>厚さは、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。</p>	<p>コア採取について、橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
						幅	-50	—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
III	土木工事共通編	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚さ	中規模以上	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
						幅	-25	-8	—			
III	土木工事共通編	6	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚さ	中規模以上	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことにも10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25	-3	—			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模以上				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	—10	—3.5	中規模以上	厚さは各車線の中心付近で型枠裾付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1箇所割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
						幅	—25	—					
						平坦性	—	コンクリートの硬化後3m ³ 未満の硬化剤により機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版下層路盤工)	目地段差	±2			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						基準高▽	±40	±50	—				基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。
						厚さ	-45	-15					
幅	-50	—											
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。			
						幅	-50	—					

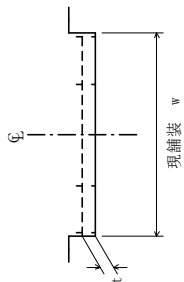
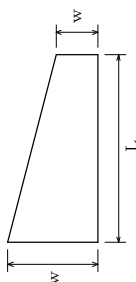
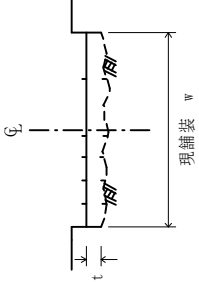
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)	中規模			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 8		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 セメント(石灰・瀝 青)安定処理工)	厚さ	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	工事規模の考え方は、中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
						幅	-25	-30	-8			
							-50	—				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 9		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 アスファルト中間層)	厚さ	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないことと、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-9	-12	-3			
							-25	—				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12 10		コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版 工)	厚さ	中規模 以上	中規模 以下	中規模 以上	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3箇所以上測定、幅は、延長40m毎に1箇所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						幅	-15	-35	-4.5			
						平坦性	—	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルにより(σ)2.4mm以下			
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

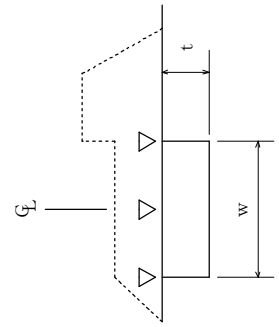
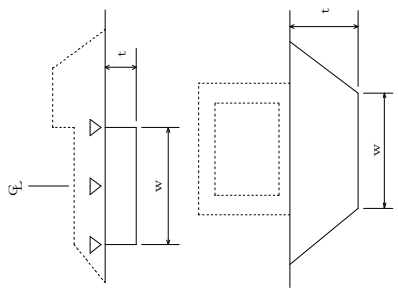
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
Ⅲ	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1箇所を割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。	工事規模の考え方で、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満であるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
						厚さ	-45	-15				
						幅	-50	—				
Ⅲ	土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	—				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
						厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡中規模とは、基礎および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基礎および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
						幅	-50	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
									コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。			
						幅	-50	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
									コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。 ※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。			
						幅	-25	—	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。				
									コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。				

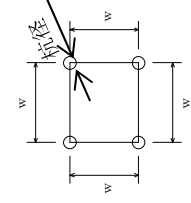
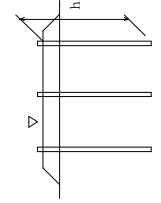
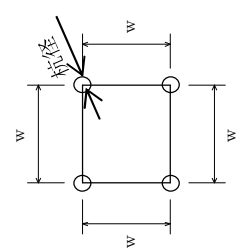
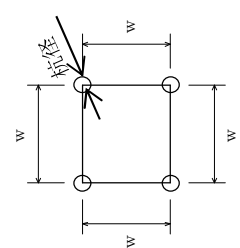
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	中規模以上	中規模以上	—	<p>基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1箇所の割に設定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。</p>	<p>工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。</p> <p>小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。</p> <p>(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。</p>	
						厚さ	中規模以上	±40	±50			—
						幅	—	—	—			—
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	中規模以上	中規模以上	-8	<p>幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1箇所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、道路中心線および端部を測定する。</p>		
						厚さ	—	—	—			
						幅	—	—	—			

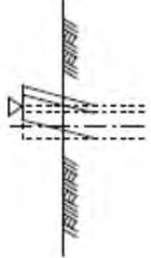
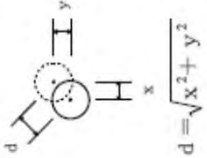
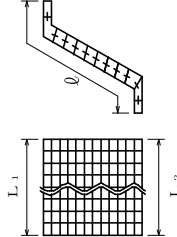
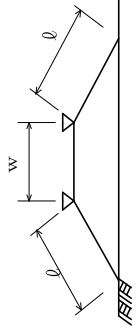
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)					
						厚さ	中規模以上	小規模以下	中規模以上				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定 処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
						幅	-50	—	※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定 処理工)	厚さ	-15	-20	-5	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。	個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
						幅	-50	—	※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、原則、延長40m毎に道路中心線及び端部で下がり寸法管理とする。	個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬことにも、10個の測定値の平均値(X10)についても満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
						幅	-25	—	※但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。				

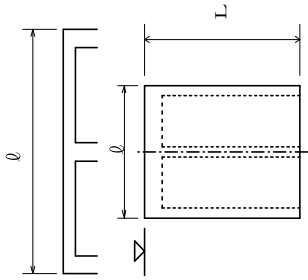
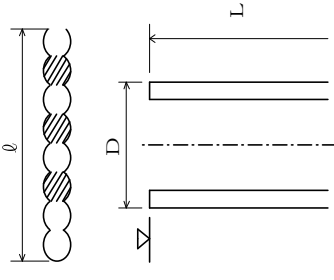
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X_{10})			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	<p>厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。</p> <p>測定方法は自動横断測定法によることのできる。</p>		
						幅 w	-25	—			
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路幅 w	-50		<p>各層毎1箇所/1施工箇所</p>		
						盤延長 L	-100				
						工厚さ t	該当工種				
						舗幅 w	-25				
						設延長 L	-100				
						工厚さ t	該当工種				
III 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9		<p>厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。</p> <p>測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。</p> <p>幅は、延長80m毎に1箇所/割とし、延長80m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。</p> <p>断面状況で、間隔、測点数を定めることができる。</p>		
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	<p>3m²以下(σ)2.4mm以下</p> <p>値読式(足付き)</p> <p>(σ)1.75mm以下</p>			

編	章	節	条	校 査	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
Ⅲ 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		踏床安定処理工	基 準 高 ∇	± 50	延長40m毎に1箇所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						施 工 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			
Ⅲ 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m） につき1箇所、延長40m（50m）以下のもの は1施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
						置 換 厚 さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4		表層安定処理工 (サンドマット工)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w、(L)は施工延長40mにつき1箇所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		
						法長 θ	-500			
						天端幅w	-300			
						天端延長L	-500			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起りとして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		
						厚さt	-50			
						幅w	-100			
						延長L	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さt	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 厚さは中心線及び両端で掘り起りとして測定。		
						幅w	-100			
						延長L	-200			

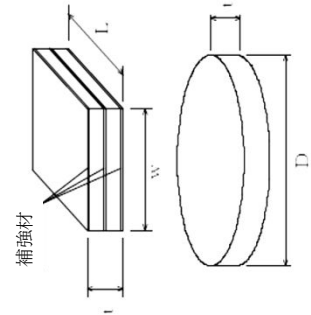
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7		パーカールドレイン工 (サンドドレイン工) (ペーパーバードレイン工) (袋詰式サンドドレイン工)	位置・間隔w	±100	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。1箇所は対象外とする。 但し、ペーパーバードレインの杭径は対象外とする。		
						杭径D	設計値以上			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	8		締め改良工 (サンドコンパクションパイプ工)	打込長さh	設計値以上	全本数		※余長は、適用除外
						サンドドレイン、袋詰式サンドドレイン、サンドコンパクションパイプの砂投入量	—			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌工) (生石灰パイプ工)	基準高▽	-50	20本に1箇所。 20本以下は2箇所測定。 1箇所は4本測定。		
						位置・間隔w	D/4 以内			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (セメントミルク攪拌工) (生石灰パイプ工)	杭径D	設計値以上	全本数		
						深さφ	設計値以上			

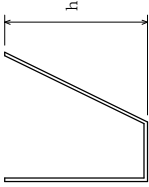
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長20m (測点間隔25mの場合は25m) につき1箇所。延長20m (又は20m) 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						根入長	設計値以上			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
						配置誤差	100			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロッック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						延長 L_1 L_2	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
						天端幅 w	-100			
						法長 ϕ	-100			

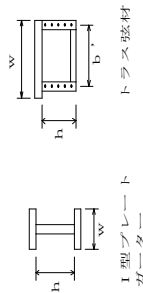
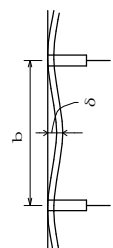
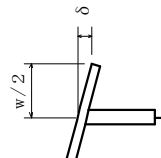

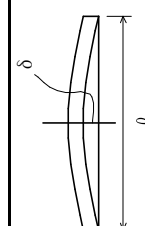
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長40mにつき1箇所。 延長40m以下のは1施工箇所につき2箇所。 (任意仮設は除く)		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所。延長40m (又は50 m) 以下のものについては1施工箇所につき 2箇所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合 は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						連壁の長さ φ	-50			
						変位	300			
						壁体長 L	-200			
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m (測点間隔25mの場合 は50m) につき1箇所。延長40m (又は50 m) 以下のものについては1施工箇所につき 2箇所。 変位は施工延長20m (測点間隔25mの場合 は25m) につき1箇所。延長20m (又は25m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		D: 杭径
						連壁の長さ φ	-50			
						変位	D/4以内			
						壁体長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要															
Ⅲ	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上下部 構造物との 接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。													
										中心距離	センターボスを基準にした孔 位置のずれ				1以下										
											センターボスを基準にした孔 位置のずれ				1.5以下										
										孔の直径	≤1000mm				+3 -1										
											>1000mm				+4 -2										
										センターボス	孔の中心距離				JIS B 0412-95 CT13										
											ボスの直径				+0 -1										
											ボスの高さ				+1 -0										

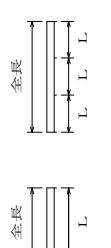
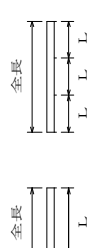
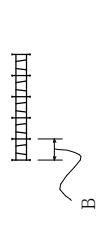
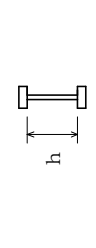
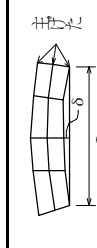
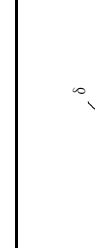
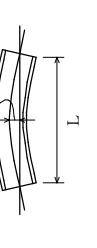

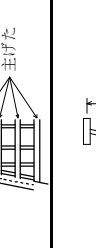
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	1	鑄造費 (金属支承工)	上巻の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-95 C T13	製品全数を測定。 ※1) 片面削り加工も含む。 ※2) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。						
						全移動量 ϕ	± 2							
						$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi/100$							
						組立高さ H	± 3							
						コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$				± 3			
							$H > 300\text{mm}$				(H/200+3)小数点以下切り捨て			
						鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403-95 C T14				製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大 相対誤差			
						鑄放し肉厚寸法 ※1)	JIS B 0403-95 C T15							
						削り加工寸法	JIS B 0405-91 粗級							
						ガス切断寸法	JIS B 0417-79 B級							
						幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$				0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ(t)の最大 相対誤差		
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$				0 ~ +1 %			
							$1500 < w, L, D$				0 ~ +15			
$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5													
$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$													
厚さ t	$160 < t$	± 4												
	平面度	1												
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)									



編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	3	仮設材製作工	部材	$\pm 3 \dots\dots$ $\theta \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\theta > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。		
						部材長 θ (m)				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $h \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所所で測定。		
						外周長 θ (m)				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
III	土木工事	共通編	2	一般施工	縮製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	トラス・アーチ等		 I型プレート ガーダー トラス弦材	
						腹板間隔 b (m)		鋼桁等			
						腹板高 h (m)		トラス・アーチ等			
						フランジの直角度 δ (mm)		トラス・アーチ等			
III	土木工事	共通編	2	一般施工	縮製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	板の平面度 δ (mm)	$h/250$ $b/150$ $w/200$	トラス・アーチ等			
						箱桁及びトラス等の部材の腹板		鋼桁等			
						箱桁及びトラス等のフランジ		鋼桁等			
						デッキプレート		鋼桁等			
III	土木工事	共通編	2	一般施工	縮製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	フランジの直角度 δ (mm)	$\pm 3 \dots\dots$ $\theta \leq 10$ $\pm 4 \dots\dots$ $\theta > 10$ $\pm 2 \dots\dots$ $\theta \leq 10$ $\pm 3 \dots\dots$ $\theta > 10$	トラス・アーチ等		 	
						部材長 l (m)		鋼桁等			
						鋼橋		鋼桁等			
						トラス、アーチなど		トラス・アーチ等			
III	土木工事	共通編	2	一般施工	縮製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮 組立検査を行う場合)	圧縮材の曲がり δ (mm)	$l/1000$	トラス・アーチ等			
						-		鋼桁等			
						主要部材全数を測定。 L : 部材長		トラス・アーチ等			
						-		トラス・アーチ等			

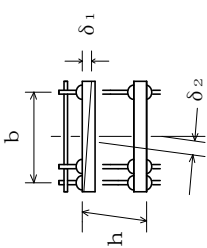
※規格値の w に代入する数値は m 単位である。
ただし、「板の平面度 δ 、フランジの直角度 δ 」の規格値の h 、 b 、 w に代入する数値は mm 単位の数値とする。

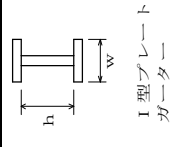
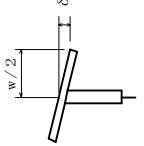
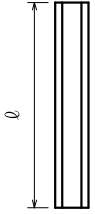
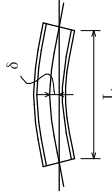
編	章	節	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要				
							測	定						
III	土木工事共通編	2	1	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	仮組立制度	桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	測	定	 トラス・アーチ等 主桁、主構全数を測定。 各支点及び各支間中央付近を測定。 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)	 トラス・アーチ等 主桁、主構全数を測定。 各支点及び各支間中央付近を測定。 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)				
							測	定						
							桁製作工 (仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション/仮 組立検査を行う場合)	主桁、主構の中心間 距離 B (m)			$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\dots\dots B > 2$	 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)		
							主桁、主構の中心間 距離 B (m)	$\pm 4 \dots\dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2)$ $\dots\dots B > 2$						
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots\dots h > 5$			 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)			
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots\dots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2)$ $\dots\dots h > 5$						
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$					 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)	
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots\dots$ $L \leq 100$ $25 \dots\dots L > 100$						
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5+5 \dots\dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots$ $80 < L \leq 200$						 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5+5 \dots\dots$ $L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots\dots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots\dots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots\dots$ $80 < L \leq 200$						
主桁、主構の橋端に おける出入差 δ (mm)	10	 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)												
主桁、主構の橋端に おける出入差 δ (mm)	10													
主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$		 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)											
主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$													
現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5			 両端部及び中心部を測 定。 最も外側の主桁又は主構について支点及び支 間中央の1点を測定。 L：測線長 (m)										
現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5													

※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位である。
 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はm単位の数値とする。

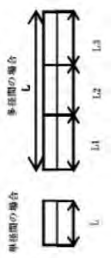
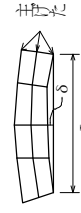
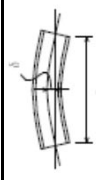
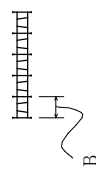
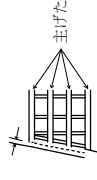
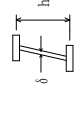
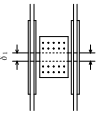
編	章	節	条	枝番	工	種	測定項目		規格値	測定基準		測定箇所	摘要
							フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	フランジの直角度 δ (mm)		鋼桁等 トラス・アーチ等	主桁 トラス・アーチ等		
III	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立による検査を 実施しない場合)		部材精度		±2..... w ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w	鋼桁等 トラス・アーチ等 主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材 の中央付近を測定。	I型鋼げた		
							板の平面度 δ (mm)	フランジの直角度 δ (mm)					
							プレート及びトラス等の腹板	h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。				
							箱桁等の及びフランジ鋼床版のデット	b/150	h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)				
							フランジの直角度 δ (mm)	w/200					
							部材長 ℓ (m)	±3.....ℓ ≤ 10 ±4.....ℓ > 10	主要部材全数を測定。				
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位である。 ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。	<p>図a 格子形鋼製砂防ダム 図b 鋼製スリットダムA型 図c 鋼製スリットダムB型 図d 鋼製L型スリットダム</p>	
						堤長 L	±30			
						堤長 ϕ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
本体の傾き	±H/500									
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	4		検査路製作工	部材	$\pm 3 \dots \dots \phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \phi > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						部材	0～+30			
						部材長 ϕ (m)				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	0～+30	製品全数を測定。		
						部材	0～+30			
						部材長 w (m)				
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工			仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ±4	両端及び中央部付近を測定。		(実測値) δ_2
						フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	±2			


編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。	
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所 で測定。	
						部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots \ell > 10$		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	b / 500	軸心上全数測定。	
						仮組立時	鉛直度 δ_2 (mm)	h / 500		
						仮組立時	高さ h (mm)	± 5		

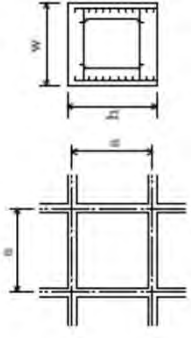
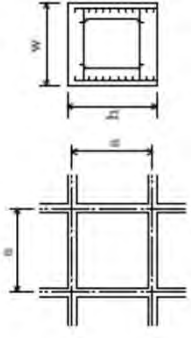
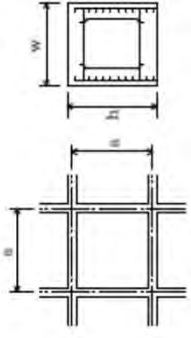
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m)	±2...w ≤ 0.5 ±3... 0.5 < w ≤ 1.0 ±4... 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3 + w/2) ...2.0 < w	各支点及び各支間中央付近を測定。			
						腹板高 h (m)					
						部材	フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長ℓ (m)	±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	主桁のそり	-5~+5 ...L ≤ 20 -5~+10 ...20 < L ≤ 40	各主桁について10~12m間隔を測定。			
						部材	部材長ℓ (m)				±3...ℓ ≤ 10 ±4...ℓ > 10

編	Ⅲ 土木工事共通編											
章	2 一般施工											
節	12 工場製作工											
条	11											
枝番												
工種	工場塗装工											
測定項目	塗膜厚											
規格値	<p>塗膜厚は、目標値の90%以上。</p> <p>a. ロット平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を超えない。</p> <p>ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>											
測定基準	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗布後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回を行い、その平均値をその点の測定値とする。</p>											
測定箇所												
摘要												

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工		1	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケープルエクシオン架設) (架設桁架設) (送し架設) (トラバークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。		
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁・主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4 ……B ≤ 2 ±(3+B/2) ……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ 1, δ 2 (mm)	設計値±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ 1, δ 2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
								※規格値のL、Bに代入する数値はm単位である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工		2	架設工 (コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり	—	主桁を全数測定。		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 (共通)	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (種子筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	-200	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						$\phi < 5$ m				
						$\phi \geq 5$ m	法長の - 4 %			
						盛土法長 ϕ	-100			
						$\phi \geq 5$ m	法長の - 2 %			
					1 施工箇所毎					
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工 (共通)	2	2	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	延長 L	-200	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						$\phi < 5$ m				
						法長 ϕ	法長の - 4 %			
						厚さ t	-10	施工面積200㎡につき1箇所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。		
						$t \geq 5$ cm	-20			

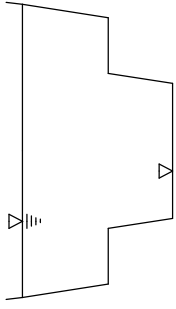
編	III	土木工事共通編														
章	2	一般施工														
節	14	法面工(共通)														
条	3															
枝番																
工種	吹付工 (コンクリート) (モルタル)															
測定項目	法長 ℓ	$\ell < 3$ m	-50	測定基準	施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。											
		$\ell \geq 3$ m	-100													
規格値	長さ t	$t < 5$ cm	-10		200㎡につき1箇所以上、200㎡以下は2箇所をせん孔により測定。											
		$t \geq 5$ cm	-20													
延	長 L		-200													
測定箇所																
摘要																

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工(共通)	4	1	法粋工 (現場打法粋工) (現場吹付法粋工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		曲線部は設計図書による。幅及び高さの1枠測定と、縦・横・梁各々1箇所計4箇所の測定とする。		
						$\phi \geq 10m$	-200					
						幅 w	-30	粋延長100mにつき1枠、粋延長100m以下のものは1施工箇所につき2枠。				
						高さ h	-30					
						枠中心間隔 a	±100					
						延長 L	-200	1 施工箇所毎				
						法長 ϕ	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
							$\phi \geq 10m$				-200	
						延長 L	-200	1 施工箇所毎				
						アンカー工	2 一般施工	14 法面工(共通)			6	
配置誤差 d	100											
せん孔方向 θ	±2.5度											

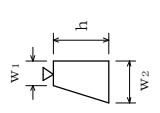
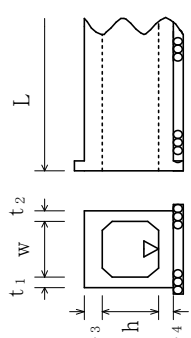
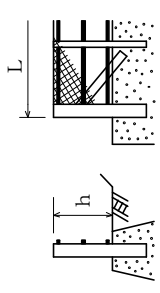
$$d = \sqrt{x^2 + y^2}$$

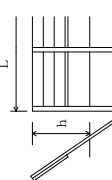
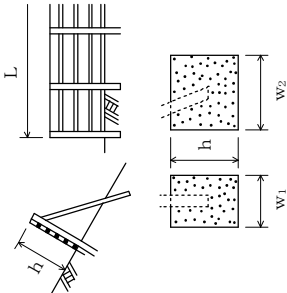
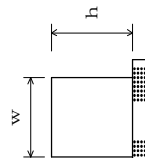
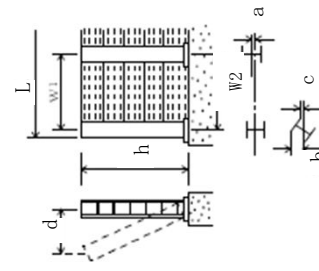
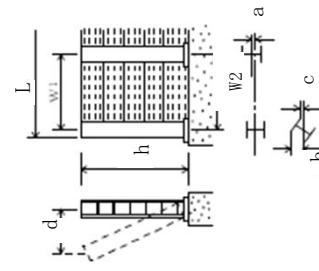
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要				
III 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工(共通)	1		(一般事項) 場所打ち擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。急傾斜土工事の場合は測点毎。						
						厚さ t	-20							
						裏込厚さ	-50							
						幅 w_1, w_2	-30							
						高さ h	$h < 3\text{ m}$				-50			
							$h \geq 3\text{ m}$				-100			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎。			
						延長 L	-200				1 施工箇所毎。			
						基準高 ∇	± 50				施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。			
						延長 L	-200							
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													
延長 L	-200													

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要							
III	土木工事共通編	2	一般施工	15	擁壁工(共通)	3	補強土擁壁工 (テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基礎高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下の ものは1施工箇所につき2箇所。							
								高さ h	-50			h < 3 m					
								鉛直度△	-100			h ≥ 3 m					
								控え長さ	±0.03 h かつ ±300以内								
								延長 L	設計値以上								
								4	井桁ブロック工			基礎高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下の ものは1施工箇所につき2箇所。			
													法長 phi			-50	phi < 3 m
													厚さ t1, t2, t3			-100	phi ≥ 3 m
													延長 L1, L2			-50	
																-200	

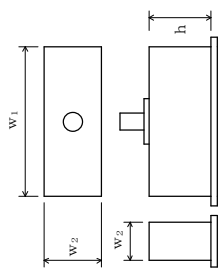
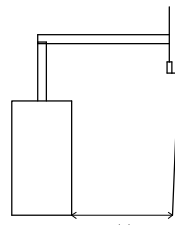
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工（共通）	3	1	浚渫船運転工 （ポンプ浚渫船）	基準高▽	上限	延長方向は、設計図書により指定された測点 毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間 点も加える。ただし、各測定値の平均値の設 計基準高以下であること。				
							下限					
							200ps				+200	-800
							電気船				+200	-1000
							500ps				+200	-1200
							1000ps				+200	-1200
							250ps				+200	-800
							420ps 600ps				+200	-1000
							1350ps				+200	-1200
							幅				-200	
							延長				-200	
							Ⅲ 土木工事共通編				2 一般施工	16 浚渫工（共通）
下限												
200ps	+200	-800										
電気船	+200	-1000										
500ps	+200	-1200										
1000ps	+200	-1200										
250ps	+200	-800										
420ps 600ps	+200	-1000										
1350ps	+200	-1200										
幅	-200											
延長	-200											

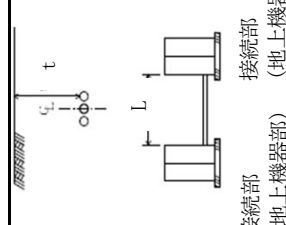
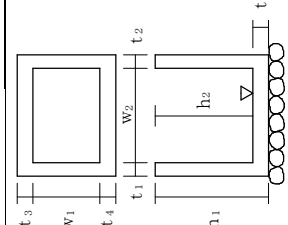
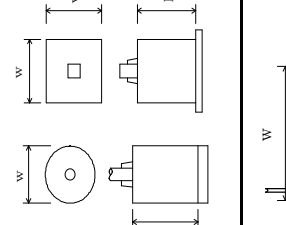
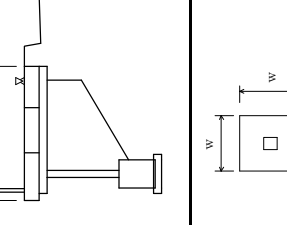
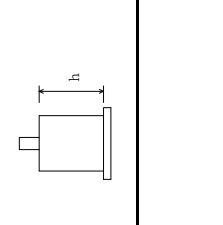
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20	基準高は、1 径間当たり 2 箇所（支点付近）で、1 箇所当たり両端と中央部 3 点、幅は 1 径間当たり 3 箇所、厚さは型枠設置時におおむね 10 m に 1 箇所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		
						幅 w	0～±30			
						厚さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上	1 径間当たり 3 断面（両端及び中央）測定。 1 断面の測定箇所は断面変化毎 1 箇所とする。		
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄筋間隔	±20			
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10		1 径間当たり 3 箇所（両端及び中央）測定。 1 箇所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に 2 m の範囲を測定。	


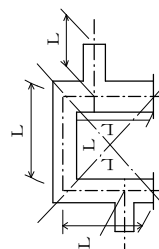
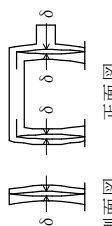
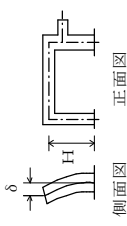
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV	道路改良	工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	$\pm 3 \dots \phi \leq 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						部材長 ϕ (m)	$\pm 4 \dots \phi > 10$			
IV	道路改良	擁壁工	7		小型擁壁工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						幅 $w1, w2$	-30			
						高さ h	-50			
						延長 L	-200			
IV	道路改良	場所打函渠工	6			基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。 1施工箇所毎		
						厚さ $t1 \sim t4$	-20			
						幅 (内法) w	-30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	-50			
						$L < 20m$	-100			
						$L \geq 20m$	-200			
						幅 w	-200			
延長 L	-200									
IV	道路改良	落石防止網工	4			幅 w	-200	1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
IV	道路改良	落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ h	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		
						延長 L	-200			
						基礎	-30			
						高さ h	-30			
IV 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		
						延長 L	-200			
						基礎	-30			
						高さ h	-30			
IV 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	打込み ϕ	-10%	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1 施工箇所毎		
						埋込み ϕ	-5%			
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
IV 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	延長 L	-200	施工延長5スパンにつき1箇所 1 施工箇所毎		
						支柱	±15			
						間隔 w	10			
						高さ h	5			
IV 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	ねじれ b-c	$h \times 0.5\%$	施工延長5スパンにつき1箇所 1 施工箇所毎		
						倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X ₁₀)				
IV	道	舗装工			歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1箇所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とし、その場合は原則両端部2点で測定する。	工事規模の考え方は、1層あたりの施工面積が300㎡中規模とす。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層および表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
						厚さ	t < 15cm	-10				厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならぬとす。また、10個の測定値の平均値(X ₁₀)についても満足しなければならぬ。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							t ≥ 15cm	-15				
						幅	-100	—				
IV	道	舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に両端部2点を下がり寸法管理とする。 但し、コア一厚測定値を含めることも可とする。	コア一採取について 橋面舗装等でコア一採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることとができる。		
						幅	-25	—				

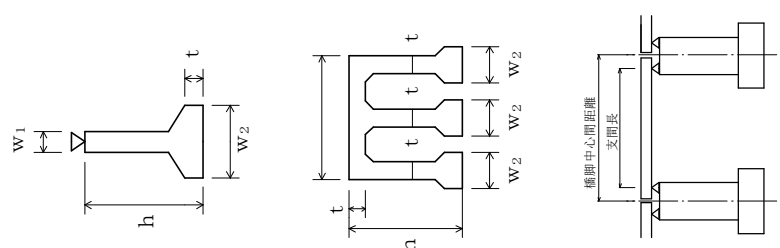
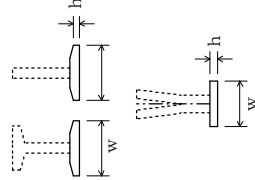
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。		
						延長L	-200	1箇所/1施工箇所		
IV	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1箇所/1踏掛版		
						各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	-			
						中心のずれ	±20	全数		
						アーカー長	±20	全数		
IV	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎		
						高さ h	-30			
						設置高さ H	設計値以上	1箇所/1基		
IV	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)					

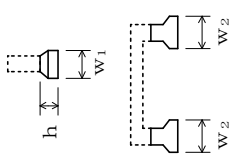
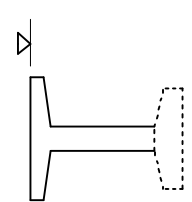
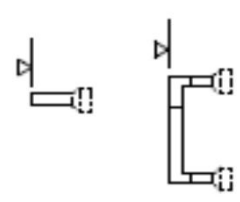
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	2 舗装	12 道路附属物施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深さ t	0～±50	接続部間毎に1箇所 接続部間毎で全数		
						延長 L	-200			
IV 道路編	2 舗装	12 道路附属物施設工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1箇所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
IV 道路編	2 舗装	12 道路附属物施設工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所／1施工箇所		
						高さ h	-30			
IV 道路編	2 舗装	12 道路附属物施設工			組立歩道工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。 1施工箇所毎		
						幅 w	-30			
						延長 L	-200			
IV 道路編	2 舗装	12 道路附属物施設工			組立歩道工 (支柱基礎工)	幅 w	-30	1箇所／1施工箇所		
						高さ h	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
IV 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	脚柱とベースプレートとの鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							部 材				±2
						測 定 項 目	孔の位置	±2	全数を測定。		
						測 定 項 目	孔の径 d	0~5			
						測 定 項 目	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots$ $L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\dots 20m < L$	両端部及びび片持ばり部を測定。		
						測 定 項 目	はりのキャンバー及びび柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。		
						測 定 項 目	柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H/1,000$ $\dots H > 10$	各柱及びび片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)		
						測 定 項 目					
						測 定 項 目					
						測 定 項 目					
測 定 項 目											

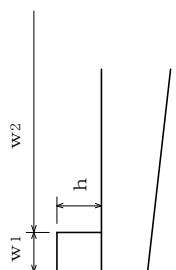
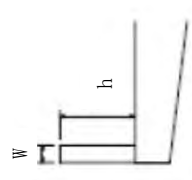
編	IV 道路編																			
章	3 橋梁下部																			
節	6 橋台工																			
条	8																			
枝番																				
工種	橋台躯体工																			
測定項目	基準高 ∇		規格値	測定基準																
	厚さ t		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。																
	天端幅 w_1 (橋軸方向)		-20																	
	天端幅 w_2 (橋軸方向)		-10																	
	敷幅 w_3 (橋軸方向)		-50																	
	高さ h_1		-50																	
	胸壁の高さ h_2		-30																	
	天端長 l_1		-50																	
	敷長 l_2		-50																	
	胸壁間距離 l		±30																	
	支間長及び中心線の変位		±50																	
	アンカーボルトの箱抜き規格値																			
	計画高		+10~-20																	
	平面位置		±20																	
	アンカーボルト孔の鉛直度		1/50以下																	
測定箇所																				
摘要																				

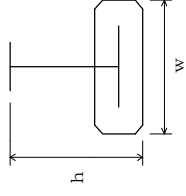
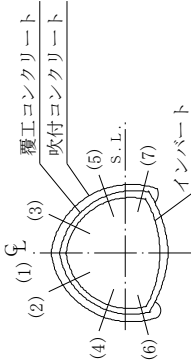
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 ℓ_1	-50			
						敷長 ℓ_2	-50			
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
						計画高	+10 ~ -20			
						平面位置	± 20			
アンカーボルト孔の 鉛直度	1/50以下									
アンカーボルトの箱抜き規格値										

編	章	節	条	枝	種	工	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV	道路編	3	橋梁下部	7	RC橋脚工	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。		
							厚さ t	-20			
							天端幅 w_1	-20			
							敷幅 w_2	-20			
							高さ h	-50			
							長さ ℓ	-20			
							橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
							支間長及び中心線の変位	± 50			
							計画高	+10~-20			
							平面位置	± 20			
							アンカーボルトの箱抜き規格値	1/50以下			
							アンカーボルトの鉛直度				
IV	道路編	3	橋梁下部	8	鋼製橋脚工	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
							幅 (橋軸方向) w	-50			
							高さ h	-50			
							長さ ℓ	-50			

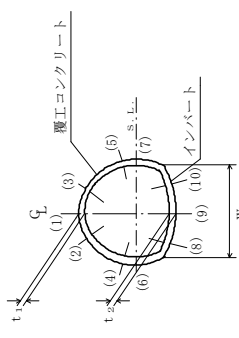
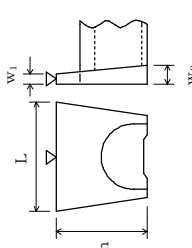
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
IV 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
IV 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ϕ	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
IV 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は鋼候性鋼材（裸使用）の場合		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	±3…… 0≤10 ±4…… 0>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						部材長 (m)				
IV 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						移動可能量 注2)	設計移動量 ±5			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 4+0.5× (B-2)			
						橋軸方向	1/100			
						橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向の ずれ、同一支承線上の 相対誤差	5			
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上			
						据付け高さ 注1)	±5			
						可動支承の移動量 注2)	設計移動量 ±10			
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 4+0.5× (B-2)			
橋軸方向	1/300									
橋軸直角方向										
可動支承の橋軸方向の ずれ、同一支承線上の 相対誤差	5									
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上									
IV 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきがないことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付け時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		
						可動支承の移動量 注2)				
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	±5 4+0.5× (B-2)									
橋軸方向	1/300									
橋軸直角方向										
可動支承の橋軸方向の ずれ、同一支承線上の 相対誤差	5									
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルトの定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径(mm)		
IV 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						地覆の高さ h	+20~-10			
						有効幅員 w_2	0~+30			
IV 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3箇所測定。		
						高さ h	-20~+30			
IV 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

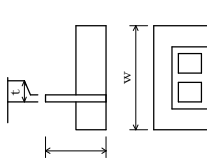
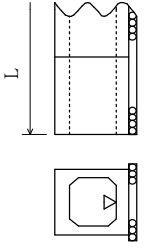
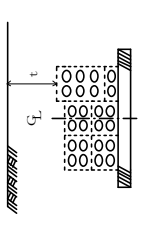
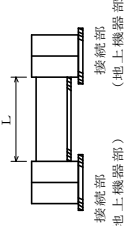
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	5	コンクリート橋上部	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3箇所とする。 ℓ: スパン長		
						高さ	+10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.80			
IV 道路編	6	トンネル (NATM)	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上、ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1/3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注) 良好な岩盤とは、道路トンネル技術基準(構造編)にいう地盤等級A又はBに該当する地盤とする。		
						位置間隔	—			
						角	—			
						削孔深さ	—			
IV 道路編	6	トンネル (NATM)	4		ロックボルト工	孔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		
						突出量	プレート下面から 10cm以内			
						径	—			
						量	—			

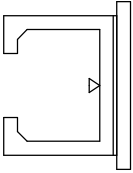
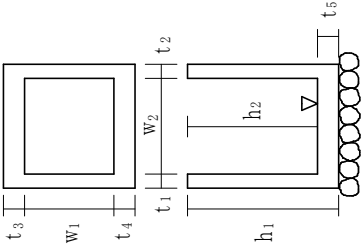
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高 (拱頂)	±50	<p>(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1箇所。</p> <p>(2) 厚さ</p> <p>(イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。</p> <p>(ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面、(施工継手の位置)において、図に示す各点の券厚測定を行う。</p> <p>(ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1箇所、(2)～(3)は100mに1箇所の割合で行う。</p> <p>なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上の検測孔による測定を行う。</p> <p>ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 ・なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	<p>施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。</p>		
						厚さ t	-30			

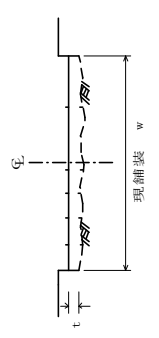
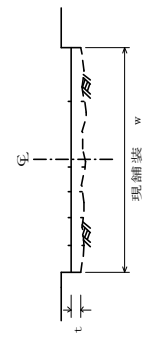
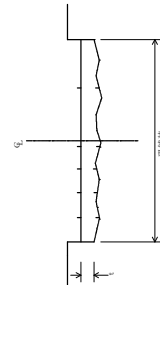
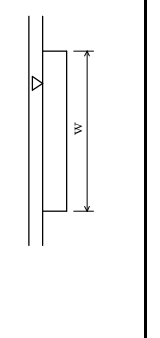
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	6 トンネル (NATM)	6 インバート工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1箇所。 (2) 厚さは、インバート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。		
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	—			
IV 道路編	6 トンネル (NATM)	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ∇	± 50	図面の主要寸法表示箇所を測定。		
						幅 w_1, w_2	-30			
							高さ h			
						延長 L	-100			
	-200									

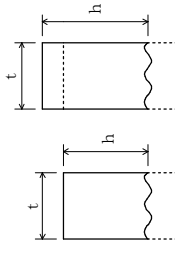
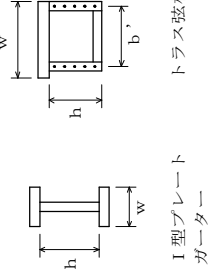
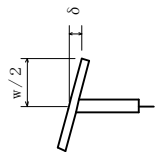
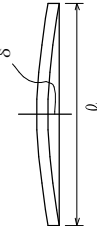
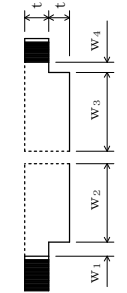
編	IV	道路編
章	6	トンネル (N A T M)
節	8	坑門工
条	5	
枝番		
工	明り巻工	
種		
測定項目	基準高 (拱頂)	規格値
	幅 w (全幅)	
	高さ h (内法)	
	厚さ t	
	延長 L	
測定基準	<p>基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1箇所を測定。 なお、高さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。</p>	
測定箇所		
摘要		

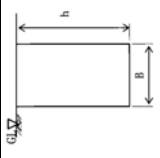
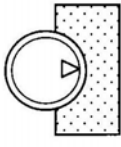
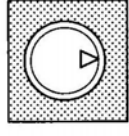
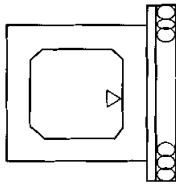
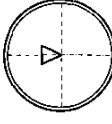
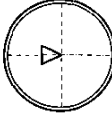
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 w	-30			
						内空高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・側壁・頂版で測定。		
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」 で測定。		

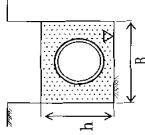
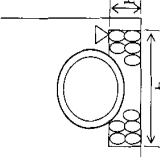
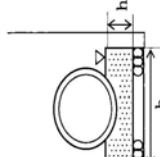
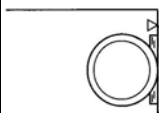
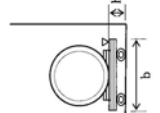
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
IV	道路編	11 共同溝	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所で測定。			
						幅 w	±50				
						厚さ t	-20				
IV	道路編	11 共同溝	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。			
						延長 L	-200				延長：1施工箇所毎
IV	道路編	12 電線共同溝	2		管路工 (管路部)	埋設深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センターで測定】			
						延長 L	-200				

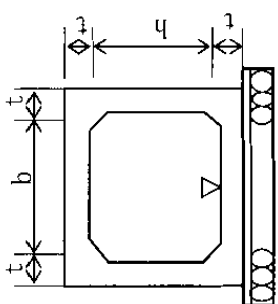
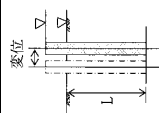
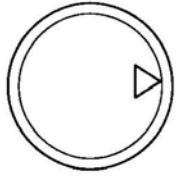
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
IV	道路編	12	電線共同溝	5	電線共同溝工	基準高▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1箇所。		
IV	道路編	12	電線共同溝	6	付帯設備工	基準高▽	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

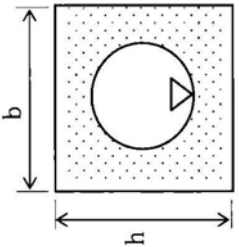
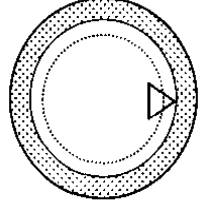
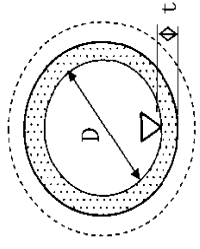
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)			
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—				
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	1	路上再生路盤工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。			
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7	2	路上表層再生工	厚さ t	-9	幅は延長40m毎に1箇所の割で測定。厚さは、300㎡毎に、現舗装高と舗設後の基準高の差を、車線中心線、車線端及びその中心とする。		維持管理工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						リペーパーの場合再生表層厚 t ₂	-9				
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工			プレキヤストRC舗装版工	平坦性	—	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、40m (又は50m) 以下は1施工箇所につき2箇所。なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。			
						基準高 ▽	±20				
						幅 w	±30				
						延長 L	-200				

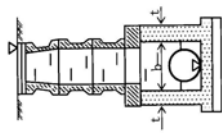
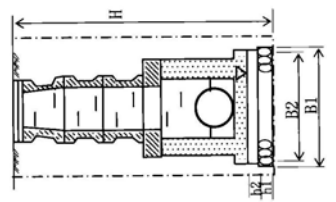
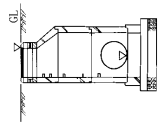
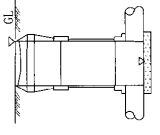
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
IV 道路編	14 道路維持	5 排水構造物工			排水構造物修繕工	高さ t	-20	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。取壊し寸法又は嵩上げ寸法が変化すれば、変化点毎に測定。		
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
IV 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	$\pm 2 \dots\dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots\dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots\dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ \dots $2.0 < w$	鋼桁等 トラス・アーチ等 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型プレート ガーダー トラス弦材	
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						圧縮材の曲がり δ (mm)	$\phi/1000$	主要部材全数を測定。 ϕ : 部材長 (mm)		
IV 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工			伸縮継手修繕工 (ゴムジョイント)	高さ t1, t2	-20	伸縮継手の両端部及び中央部の3箇所を測定。		
						幅 w1~w4	-20			
						延長 L	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要				
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工（開削）	3		管路細削	高さ h	±30	マンホール間ごとに1箇所測定する。						
						幅 B	-50							
	4		管布設 (自然流下管)	4	1		基準高▽	±30	基準高、中心線の変位（水平）は、マンホール間の中央部及び両端部を測定する。					
							中心線の変位（水平）	±50						
							勾配	±20%						
							延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200						
							総延長 L	-200						
							基準高▽	±30				基準高、中心線の変位（水平）は、施工延長20mにつき1箇所を割合で測定する。		
							中心線の変位（水平）	±50						
							勾配	±20%						
							延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200						
総延長 L							-200							
基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所を割合で測定する。												
中心線の変位（水平）	±50													
勾配	±20%													
延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200													
4		矩形渠 (プレキャスト)	4	3		基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所を割合で測定する。						
						中心線の変位（水平）	±50							
						勾配	±20%							
						延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200							
4		圧送管	4	3		基準高▽	±30	施工延長40mにつき1箇所を割合で測定する。						
						中心線の変位（水平）	±50							
						勾配	±20%							
						延長 ℓ	-ℓ/500かつ -200							

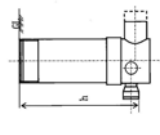
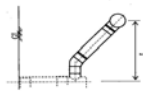
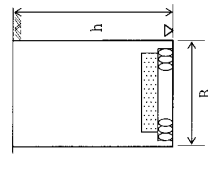
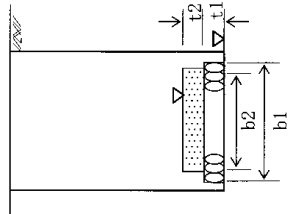
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工(開削)	5	1	砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。		
						幅B	-50			
						厚さh	-30			
	2	砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。					
			幅b	-50						
			厚さh	-30						
	3	コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。					
			幅 b	-30						
			厚さh	-30						
	4	まくら土台基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。					
			幅B	-30						
			厚さh	-30						
	5	はしご胴木基礎	基準高▽	±30	各マンホール間の中央部及び両端部等を測定する。					
			幅B	-30						
			厚さh	-30						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
V	下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)		場所打水路	基準高▽	±30	基準高、中心線の変位 (水平)、幅、高さ、厚さは、1打設長ごとに両端部等を測定する。 1. 打設長が20m以上の場合は、20mにつき1箇所割合で測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±50			
						幅 b	-30			
						高さ h	±30			
						厚さ t	-20			
						勾配	±20%			
	延長 l	- l /500かつ -200	延長 l はマンホール間を測定する。		任意仮設の場合を除く					
	総延長 L	-200	施工延長20mにつき1箇所測定する。 20m未満は、1施工箇所につき2箇所測定する。							
	基準高▽	±50								
	根入長L	設計値以上								
	変位	100								
	基準高▽	±50				基準高、中心線の変位 (水平) は、推進管1本ごとに1箇所測定する。				
中心線の変位 (水平)	±50									
勾配	±20%									
延長 l	- l /500かつ -200	延長 l はマンホール間を測定する。								
総延長 L	-200									
3	4 管きよ工 (小口径管推進)				推進工		基準高▽	±50	延長 l はマンホール間を測定する。	
						中心線の変位 (水平)	±50			
						勾配	±20%			
延長 l	- l /500かつ -200	延長 l はマンホール間を測定する。								
総延長 L	-200									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
V	下水道編	I 管路	4		空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所ごとに測定する。		
						幅b	-30			
						高さ h	-30			
						中心線の変位 (水平)	±50			
						延長	-50			
						勾配	±20%			
	3	6	管きよ工 (小口径管推進)		一次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、セグメント5リングにつき1箇所測定する。		
						中心線の変位 (水平)	±100			
						延長 ℓ	- ℓ /500かつ -200			
						総延長 L	-200			
						基準高▽	±50			
						中心線の変位 (水平)	±50			
4	6	管きよ工 (シートド)		二次覆工	基準高▽	±50	基準高、中心線の変位 (水平) は、施工延長40mにつき1箇所測定する。			
					中心線の変位 (水平)	±50				
					二次覆工厚 t	-20				
					仕上がり内径 D	±20				
					勾配	±20%				
					延長 ℓ	- ℓ /500かつ -200				
					総延長 L	-200	延長 ℓ はマンホール間を測定する。			

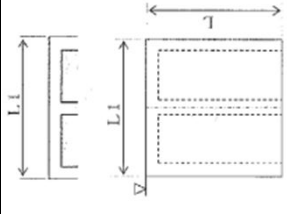
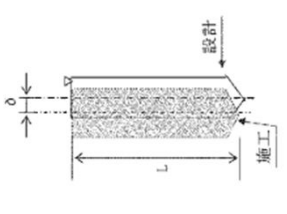
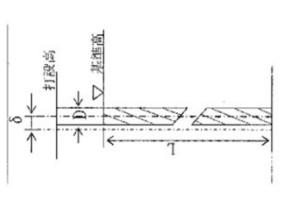
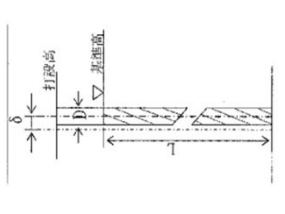
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要		
V 下水道編	I 管路	7 マンホール工	3	1	標準マンホール工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。				
						幅b (内法)	-30					
						壁厚 t	-20					
							マンホール天端高	±30				
					2		マンホール基礎工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
		床掘深 H	±30									
		砕石基礎工幅 B1	-50									
		砕石基礎工高 h1	-30									
		コンクリート工幅 B2	-30									
		コンクリート工高 h2	-10									
					4		組立マンホール工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。		
		マンホール天端高	±30									
			5		小型マンホール工	基準高▽	±30	I施工箇所ごとに測定する。				
マンホール天端高	±30											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
V	下水道編	I	管路	8	特殊マンホール工	現場打ち特殊マンホール	1	標準高▽	±30		1施工箇所ごとに測定する。
							2	幅 B	-30		
							3	高さ h	±30		
							4	壁厚 t	-20		
		5	マンホール天端高	±30	1施工箇所ごとに測定する。						
		6	標準高▽	±30							
		7	幅 b (内法)	±30							
		8	高さ h	±30							
		9	壁厚 t	-20	1施工箇所ごとに測定する。						
		10	中心線の変位 (水平)	±30							
		11	標準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。						
		12	標準高▽	±30							
		13	幅 b (厚さ)	±20							
		14	高さ h (深さ)	±30							
		15	延長 L (長さ)	-20	基準高は、中央部および両端部を測定する。 幅、高さ、長さを1施工箇所ごとに測定する。						
		16	標準高▽	±30							
		17	幅、長さ B	-30	1施工箇所ごとに測定する。						
		18	高さ h	-30							
		19	壁厚 t	-20							
		20	中継ポンプ施設								

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要	
V 下水道編	I 管路	9 取付管及びます工	4		公共ます	ます深 h	±30	1施工箇所ごとに測定する。			
				5		取付管	延長 L	-200	1施工箇所ごとに測定する。		
			12 立坑工	1		立坑工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					寸法 B	±100					
					深さ h	±30					
				2		立坑土工	基準高▽	±30	1施工箇所ごとに測定する。		
					砕石基礎幅 b 1	-50					
					砕石基礎厚 t1	-30					
					底板コンクリート基準高▽	±30					
				底板コンクリート幅 b 2	-30						
					底板コンクリート厚 t2	-10					

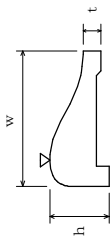
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要																								
V	下水道編	2	処理場・ポンプ場	1	1	本体築造工	1	設計図の寸法表示箇所																										
											流入きよ、流出きよ	標準高▽	±20																					
												幅 (内法) b	-20																					
												高さ h1, h2, h3	-20																					
												厚さ t1, t2	-20																					
												延長 L	L < 20m : -50 L ≥ 20m : -100																					
											2	2	躯体	2	2	設計図の寸法表示箇所																		
																					標準高▽	±20												
																						幅 b1, b2	±20											
																						高さ h1, h2	±20											
																						長さ	±50											
																						厚さ t1, t2, t3, t4, t5	-20 (床版部分 : -10)											
																					3	3	ゲート及び床版の開口部	3	3	永久開口箇所を測定する。								
																																標準高▽	+0, -20 (ゲート開口部)	
																																	幅 b	+20, -0 (ゲート開口部)
	高さ h	±20 (ゲート開口部)																																
	幅 b、長さ h	±20 (床版開口部)																																
4	4	越流せき	4	4	越流堰とは、流出といへるの流出堰を除く一般のコンクリート堰等を対象とする。																													
																																標準高▽	±10	
																																	厚さ t1, t2	±20
																																	幅 b	±20
												高さ h	-20																					
												延長 L	±20																					

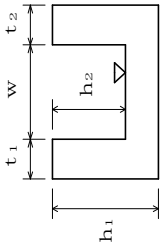
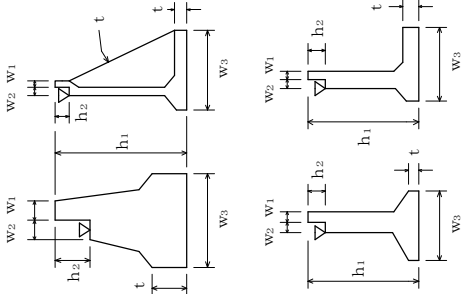
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
V	下水道編	2	1	5	流出トラフ	基準高▽	±20	<p>基準高はトラフごとくに3箇所測定する。 幅、高さは各トラフについて3箇所測定する。 延長は、各池トラフについて測定する。</p>		
						幅 b	±20			
						高さ h	-20			
						厚さ t 1, t 2	±20			
						延長 L	±50			
		6	掘削 整地 造成 道路	砕石基礎工	基準高▽	±50	<p>線的なものは40mにつき1箇所、40m未満は1施工単位につき2箇所測定する。</p>			
					幅 B	-100				
					法長 1 < 5m	盛土：-100 切土：-200				
					法長 1 ≥ 5m	盛土：-2% 切土：-4%				
					厚さ t	設計値以上				
7	砕石基礎工	砕石基礎工	幅 W	-50	<p>概ね20mメッシュごとに1箇所及び変化点ごとに測定する。</p>					
			厚さ t	設計値以上						
			基準高▽	±30						
			幅 W	-30						
			高さ h	設計値以上						
8	コンクリート基礎工	コンクリート基礎工	延長 L	-200	<p>概ね10mメッシュごとに1箇所及び変化点ごとに測定する。</p>					
			基準高▽	±50						
			垂直精度	D/4以内						
9	ソイルミキシング地中 連続壁工	ソイルミキシング地中 連続壁工	基準高▽	±50	<p>施工延長は概ね5mにつき1箇所、垂直方向は支保工ごとに1箇所測定する。 特記仕様書による。</p>					
			垂直精度	D/4以内						

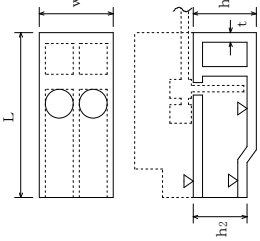
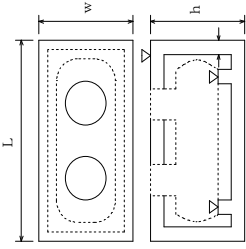
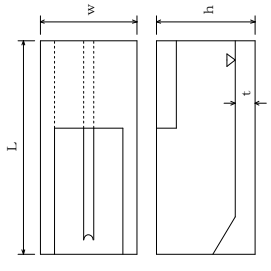
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要				
V	2	1	1	10	連続地中壁工	基準高▽	±50	基準高及び垂直精度エレメントごとに測定する。 特記仕様書による。						
						厚さ	—							
						垂直精度	+300							
	11					既製杭	基準高▽	±50	全数について測定する。					
							根入長 L	設計値以上						
							偏心量 δ	D/4以内かつ 100以内						
							基準高▽	±50				全数について測定する。 杭ごとに支持層を確認し、測定（検尺）する。		
							根入長 L	設計値以上						
							偏心量 δ	D/4以内かつ 100以内						
							杭径 D	設計値以上						
12					場所打杭	基準高▽	±50	全数について測定する。 杭ごとに支持層を確認し、測定（検尺）する。						
						根入長 L	設計値以上							
						偏心量 δ	D/4以内かつ 100以内							
						杭径 D	設計値以上							

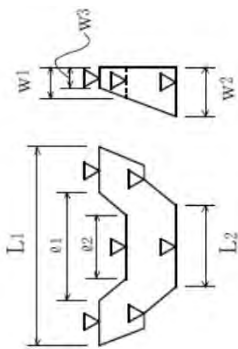
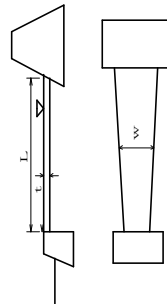
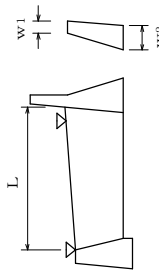
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 (mm)	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅	-30	各格子		
						高さ	-30			
VI 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高	±50	1組毎		
						幅	±300			
						方向	±7°			
						延長	-200			
VI 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に1箇所。 接続部 (地上機器部) 間毎で全数。 【管路センサーで測定】		
						延長	-200			
VI 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高	±30	1箇所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ	t1～t2			
						※幅	w1, w2			
						※高さ	h1, h2			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高 ∇	± 30	<p>柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。</p>		
						厚さ $t_1 \sim t_8$	-20			
						幅 w_1, w_2	-30			
						内空幅 w_3	-30			
						内空高 h_1	± 30			
						延長 L	-200			
						VI 河川編	3 樋門・樋管			
延長 L	-200									
VI 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ∇	± 30	<p>図面の寸法表示箇所にて測定。</p>		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	± 30			
						延長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
VI 河川編	4 水門	6 水門本体工			扉体、戸当り及び開閉装置			機械工事施工管理基準(案)参照		
VI 河川編	4 水門	6 水門本体工			水門塗装			機械工事施工管理基準(案)参照		
VI 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						延長 L	-50			
VI 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ∇	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。 基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h	±30			
						堰長 L	-50			
						L < 20m				
						L ≥ 20m				
							-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ∇	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、40m (又は50m) 以下のものには1施工箇所につき2箇所。製品寸法は、規格(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						延長 L	-200			
						基準高 ∇	±20			
						厚さ t	-20			
天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10									
天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10									
敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50									
高さ h_1	-50									
胸壁の高さ h_2	-30									
天端長 ϕ_1	-50									
敷長 ϕ_2	-50									
胸壁間距離 ϕ	±30									
支点長及び中心線の変化	±50									
現場継ぎ手部のすき間 $\delta 1 \delta 2$	5 * ±5	主桁、主槽の全継手数の1/2を測定。 *は耐候性鋼材(裸使用)の場合								
管理橋橋台工	2			橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所所で測定。						
管理橋下部工	9									
鋼管理橋上部工	10									
堰	5									
河川編	VI									
河川編	VI									

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ	-20			
						幅	-30			
						高さ	±30			
						延長	-50			
VI 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ	-20			
						幅	-30			
						高さ	±30			
						延長	-50			
VI 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ	-20			
						幅	-30			
						高さ	±30			
						延長	-50			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VI 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						堤長 L_1, L_2	-100			
						水通し幅 o_1, o_2	± 50			
VI 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延長 L	-100			
VI 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天端幅 w_1	-30			
						堤幅 w_2	-30			
						長さ L	-100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
VII	公園編	I	植栽	3	植栽工	樹高 H	設計値以上	設計数量の10%を計測する。ただし、株立ち樹木については全数を計測する。		
							設計値以上			
							設計値以上			
		II	中低木	樹高 H	設計値以上	設計数量の5%を計測する				
					設計値以上					
					設計値以上					
		III	地被類	茎長 L	設計値以上	設計数量の2%を計測する				
					設計値以上					
		IV	法面緑化			施工延長40mにつき1箇所、40m以下のものは1施工箇所につき2箇所				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
I・セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材) 第1部：高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材) 第2部：フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) 第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) 第4部：電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			③ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 jis A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
I・セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			⑦ 骨材中の粘土塊量試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			⑧ 硫酸オトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以下および産地が変わった場合。			○
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				○
			⑪ 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 水和材：±2%以内 （高炉スラッグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レデューミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレデューミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			③ 細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レデューミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○ ○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コーティングダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1.試験の測定回数3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			② 単位水量測定	「レディミクストの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート覆工ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	③	スランブ試験 JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて10～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 		
			④	コンクリートの圧縮強度試験 JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて10～150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 			
			⑤	空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時 			
	その他			①	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須) JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後)の割合で行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。 	
				②	コアによる強度試験 JIS A 1107		品質に異常が認められた場合に行う。		
				③	コンクリートの洗い分析試験 JIS A 1112	設計図書による。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コーティング・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工後試験	必須	① ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただし、プレキャスト製品は除く。）・内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリート・トカバルパート類、橋梁上・下部工（ただし、高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く）を除去する。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			② テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びバルパート類、トンネルについては目地間（ただし100mを超えない範囲）で調査する。その他の構造物については強度が同じプロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5m ² 以上の鉄筋コンクリート・カルハート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただし、高さが3m以上の工種についてもプレキャスト製品およびアレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
	その他		① コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
② 配筋状態及びひび割れ			「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による		
③ 強度測定			「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工前試験	必須	① 外観検査	<p>・ 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がりが 焼き割れ 折れ曲がり 等</p> <p>・ ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p>	<p>熱間押接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤ 折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥ 著しい曲がりがり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・ 手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2) 直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合は 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	① 外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみの長さ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熟間押技法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 <p>熟間押技法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熟間押技法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	試験成績表等による確認
			② 超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30%以上（30個以下）のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより24db感度を高めたレベルとする。 	<p>超音波探傷検査は技取検査を原則とする。技取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 	試験成績表等による確認

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭 工	材料 施工	① 必須	① 外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。 【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	設計図書による。		○
			② 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			③ 鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		
		その他	① 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			② 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 文、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			③ 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。		参考値：20N/mm ²

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	材料	必須	① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラックシヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラックシヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 ・相模原市・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			② 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			③ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			④ 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-16	1.5%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラックシヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			⑤ 道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																												
4 下層路盤	材料	その他	① 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュチャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 再生クラッシュチャランに適用する。 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○																																												
					① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} : 95%以上 X_6 : 96%以上 X_3 : 97%以上 歩道箇所：設計図書による	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10個の測定値の平均値X_{10}が規格値を満足しななければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X_3が規格値を満足しななければならないが、X_3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 																																											
					密度試験回数一覧表 <table border="1"> <tr> <td>施工面積・A (㎡)</td> <td>0 ≦A< 1,000</td> <td>1,000 ≦A< 2,000</td> <td>2,000 ≦A< 3,000</td> <td>3,000 ≦A< 4,000</td> <td>4,000 ≦A< 5,000</td> <td>5,000 ≦A< 6,000</td> <td>6,000 ≦A< 7,000</td> <td>7,000 ≦A< 8,000</td> <td>8,000 ≦A< 9,000</td> <td>9,000 ≦A< 10,000</td> </tr> <tr> <td>密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="3">X10</td> <td>X10</td> </tr> </table>	施工面積・A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000	密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	抽出する数	3			6			10			10	規格値	X3			X6			X10			X10	<ul style="list-style-type: none"> ※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
施工面積・A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000																																										
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10																																										
抽出する数	3			6			10			10																																										
規格値	X3			X6			X10			X10																																										
			② プルーフローリグ	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> 全幅、全区間で実施する。 																																														

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	施工	その他	① 平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・確認試験 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			② 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		
			③ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				
			④ 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
5 上層路盤	材料	必須	① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			② 鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS・粒度調整鉄鋼スラッグ及びSHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	③	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
		④	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラッグには適用しない。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
		⑤	鉄鋼スラッグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
		⑥	鉄鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	⑦	鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1. 2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1. 50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
		①	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
		その他						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
5 上層路盤	材料	その他	②	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○		
			①	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_3 96.5%以上	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 締固め度を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X_3が規格値を満足しなければならぬが、さらに3個のデータを加えた平均値X_6が規格値を満足していればよい。 1,000㎡未滿の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。 				
			必須								
			その他								
			① 粒度 (2.36mmフルイ) ② 粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14 舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内 75 μmふるい：±6%以内	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) 小規模以下の工事：異常が認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 				
			③ 平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の暫で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。				
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。					
			⑤ 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。					

密度試験回数一覧表

施工面積:A(m ²)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・中層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10		
抽出する数	3			6			10			
規格値	X3			X6			X10			

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
6 アス ファルト安 定処理路盤	材 料	①	アスファルト舗装 に準じる					
			①	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡ 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総 使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300 ㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、 基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以 上となる場合は、中規模として扱うものとし る。)
7 セメン ト安定処理 路盤	材 料	②	骨材の修正CBR試 験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡ 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総 使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300 ㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、 基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以 上となる場合は、中規模として扱うものとし る。)	○
			③	土の液性限界・塑 性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡ 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総 使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300 ㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、 基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以 上となる場合は、中規模として扱うものとし る。)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	① 粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			② 粒度 (75 μmフルイ)	JIS A 1102	75 μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足しなければならぬが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未滿の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。		
		その他	① 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
		その他	② セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-213、[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	

密度試験回数一覧表

施工面積:A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			6			10			X10
規格値	X6									

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
8 アス ファルト舗 装	材 料	必 須	① 骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○				
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	<ul style="list-style-type: none"> 表層・基層 表乾密度：2.45g/cm³以上 吸水率：3.0%以下 				○			
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下					○		
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下						○	
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。							○
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下							
	そ の 他	○	① ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○					
			② ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下			○				
			③ ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下				○			
			④ ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下					○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	⑤ 製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			⑥ 製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			
			⑦ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			⑨ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			
			⑩ 針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			
			⑪ 軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3			
			⑫ 伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3			
			⑬ トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			
			⑭ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認				
8 アス ファルト 舗 装	材 料	必 須	⑮ 薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 ・ セミプローションアスファルト：表 3.3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・ 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 ・ (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○				
			⑯ 養蚕後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1							
			⑰ 密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 3.3.3 ・ セミプローションアスファルト：表 3.3.4							
			⑱ 高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・ セミプローションアスファルト：表 3.3.4							
			⑲ 60℃粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-192								
			⑳ タフネス・テナン ティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ 3.3.3							
			① 粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度				<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○		
			② 粒度 (75 μmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい：±5%以内基準粒度					○		
			③ アスファルト量抽 出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量 -0.9%以内					○		
			④ 温度測定 (アス ファルト・骨材・ 混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時	○		
			そ の 他	① 水浸ホイールト ラッキンク試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57				設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
				② ホイールトラッキ ンク試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39						アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
				③ ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17						アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しななければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しななければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないのでAs合材量（プレート出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p> <p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。</p> <p>・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。</p> <p>（なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。）</p>			
			② 温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上					測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。
			③ 外観検査（混合物）	目視						
9 転圧コンクリート	材料	必須	① すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による					
			① コンシステンシー試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	<p>随時</p> <p>舗設車線毎200m毎に1回</p> <p>当初</p>				
			② マーシャル突起固め試験	転圧コンクリート 舗装技術指針 (案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%					
			③ ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%					
			④ 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。		
⑤ コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。		2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。						

密度試験回数一覧表

施工面積：A (m ²)	0 ≤A< 1,000	1,000 ≤A< 2,000	2,000 ≤A< 3,000	3,000 ≤A< 4,000	4,000 ≤A< 5,000	5,000 ≤A< 6,000	6,000 ≤A< 7,000	7,000 ≤A< 8,000	8,000 ≤A< 9,000	9,000 ≤A< 10,000
密度試験回数 (A ₀ :舗装、上・下層筋盤)	3	4	5	6	7	8	9	10		
抽出する数	3			6			10			
規格値	X3			X6			X10			

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、業者が認められた警告を無視することできません。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	その他	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22 設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。 工事開始前、材料の変更時		○
			② 骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			
			③ 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。			
			④ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			
			⑤ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 スラグ細骨材 5.0%以下 砕砂 3.0%以下 (ただし、それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下) 軟石量：5%以下			
			⑥ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			
			⑦ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
			⑧ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			
			⑨ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			
			⑩ 骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			
			⑪ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下			
			⑫ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	⑬ その他	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上下水道及び水道以外の水の場 合： JIS A 5308(付属書C) 回収水の場合： JIS A 5308(付属書C)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上下水道を使用している場合は試験に換え、上下水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・その原水は上下水道水及び上下水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造 (プラント)	その他	① ②	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミックストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またはレディーミックストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認		
9 転圧コンクリート	製造 (プラント)	その他	③ 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上				
		施工	必須	① コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒		1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
				② マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%				
	10 グースアルファート舗装	材料	必須	③ ランマー突き固め試験						
				④ コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数数が7回以上(1回は3個以上)の供試体の平均値)の場合は、合格判定全部の試験値の平均値が所定の合格判定強度を上まわるものとする。 試験回数数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。			
				⑤ 温度測定(コンクリート)		温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
				⑥ 現場密度の測定		RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回(横断方向に3箇所)		
				⑦ コアによる密度測定		舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
				① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。 (なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○	
② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下					○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認					
10 グラス アスファルト 舗装	材料	必須	③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 （なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○					
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下								
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。								
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下								
			その他	①	粗骨材のすりへり試験				JIS A 1121	30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 （なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
					② 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験				JIS A 1122	損失量：12%以下			
	③ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126			軟石量：5%以下								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
10 グラス アスファルト 舗装	材 料	その他	④ 針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○		
			⑤ 軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃					
			⑥ 伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)					
			⑦ トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%					
			⑧ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上					
			⑨ 蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下					
			⑩ 密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³					
			① 貫入試験40℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm				配合毎に各1回。ただし、同一配合の材料100t未滿の場合も実施する。	○
			② リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒 (目標値)					
			③ ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上					
④ 曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上								
⑤ 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	±12%以内基準粒度	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○						
⑥ 粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	±5%以内基準粒度								
⑦ アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内								
⑧ 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃			中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○				
							随時			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認		
10 グラス アスファルト 舗装	舗設現場	① 必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）				
			② 必須	土の締固め試験	JIS A 1210 舗装調査・試験法 便覧 [4]-155、 [4]-158	当初及び土質の変化したとき。				
11 路床安 定処理工	材料	① 必須	CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-155、 [4]-158	設計図書による。	500 ³ につき1回の割合で行う。但し、500 ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	上記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			
			② 必須	現場密度の測定※ 右記試験方法（2種類）のいずれかを実施する。	JIS A 1214 最大粒径 ≤ 53mm : 最大粒径 > 53mm : 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-185） または、 RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
その他	舗設現場	② 必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同程度の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。			
			① 必須	平板載荷試験	JIS A 1215	延長40mにつき1箇所の割で行う。		・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			② 必須	現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。			
			③ 必須	含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。			
その他	舗設現場	④ 必須	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [J]-227 (ハンゲルズレ-4)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	① 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			① 現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 架砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。	300 m^3 につき1回の割で行う。ただし、300 m^3 未満の工事は1工事当り3回以上の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	施工	必須	② プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとす。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			① 平板載荷試験 ② 現場CBR試験 ③ 含水比試験 ④ たわみ量	JIS A 1215 JIS A1222 JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ハンゲル、-4)	設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全區間で実施する。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 降雨後または含水比の変化が認められたとき。 プルーフローリングでの不良箇所について実施。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。
13 固結工	施工	必須	① 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを示す。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記に及ばない場合は監督員の指示による。	配合を定めるための試験である。	
			② ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
14 アンカー工	施工	必須	① モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			② モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		繰りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			③ 適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 施工数量の5%かつ3本以上。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			④ 確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		<ul style="list-style-type: none"> 多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。 		
15 補強土壁工	材料	その他	① その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> 定着時緊張力確認試験 残存引張力確認試験 リフトオウンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。	
			① 土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			② 外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。			
			③ コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
			① 土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。		
			① 現場密度の測定※(右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。)	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合は)に適用する。 または、設計図書による。	1回500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	施工	②	現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
16 吹付工	材料	①	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		②	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	材料	その他	③ 骨材の微分分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			④ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			⑤ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			⑥ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			⑦ 骨材中の比重					
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	材料	その他	① 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1、7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			
製造 (プラント)	必須	① 細骨材の表面水率試験 ② 粗骨材の表面水率試験	① 骨材の表面水率 ② 粗骨材の表面水率	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レデューミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)			
	その他	① 計量設備の計量精度 ② ミキサの練混ぜ性能試験	① 計量設備の計量精度 ② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内 コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レデューミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレデューミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	施工	その他	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することとする。(1.試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が10m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			② スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
	必須		① コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、スラブベースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキヤップングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			① 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
		②	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) -第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気/硫酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○
			③ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			④ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			⑤ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			⑥ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			⑦ 骨材中の比重					
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
				JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)				
				① 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書C				懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上
	製造	必須	② 計量設備の計量精度	① 細骨材の表面水率試験 ② 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	① 設計図書による ② 設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○ ○
					① 計量設備の計量精度	水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	製造	②	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	○
		③		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○
	施工	①	スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	
		①	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキヤッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	施工	その他	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場、(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502.503)または設計図書の規定により行う。	
			② 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			③ ロックボルトの引き抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			④ コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			① 土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			① 土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			② 土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			③ 土の含水比試験	JIS A 1203				
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
18 河川土工	材料	その他	⑤ 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。			
			⑥ 土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1217				
			⑦ 土の圧密試験					
			⑧ 土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			⑨ 土の透水試験	JIS A 1218				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
18 河川土 工	施工	① 必須	現場密度の測定※ 右記試験方法(2 種類)のいずれか を実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調 査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和 度または空気間隙率の規定によること ができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過 分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間 隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、またはは堤体 延長20 m に3回の割合の内、測定頻度の高い 方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均 値で判定を行う。			
					②	または、 「RI計器を用いた 盛土の締固め管理 要領(案)」によ る。	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和 度または空気間隙率の規定によること ができる。 【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過 分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間 隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準 とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準 とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場 合、その施工面積を2管理単位以上に分割 するものとする。1管理単位あたりの測定 点数の目安を下表に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を 著しく下回っている点が存在した場合は、監 督員と協議の上で、(再)転圧を行うものと する。
19 道路土 工	材料	その他	① 土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験		
			② コーン指数の測定 舗装調査・試験法 便覧 [1]-216			トラフィックペリテイが悪いとき。	確認試験		
		必須	① 土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の 場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。			
			② CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
19 土工	材料	その他	① 土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			② 土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			③ 土の含水比試験	JIS A 1203					
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
			⑤ 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216					
			⑥ 土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
			⑦ 土の圧密試験	JIS A 1217					
			⑧ 土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			⑨ 土の透水試験	JIS A 1218					
			⑩ 現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (掃査調整法) (JIS A 1215) [4]-185					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
道路土工	施工	必須	①	現場密度の測定 ※右記試験方法 (2種類)のいずれかを実施する。	または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締め試験(JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカビリテリが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりに測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			②	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			①	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			②	現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				
			③	含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
		④	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-216		必要に応じて実施 (例) トラフイカビリテリが悪いとき。				
		⑤	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンゲルメット-A)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 捨石工	①	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5~2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○	
							500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上		○
							500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 80.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満		
	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○							
②	必須		岩石の吸水率	JIS A 5006					
③	必須		岩石の圧縮強さ	JIS A 5006					
		その他	① 岩石の形状	JIS A 5006	うすべらかなもの、細長いものであつてはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	材料	①	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産第35号、国空建第78号) 」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		①	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		②	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) -第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気/硫酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		③	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
21 覆工コト ンクリート (NATM)	材	その他	④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			⑦ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	⑪ 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)	その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1種工当りの総使用量が10m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質保証書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	③ 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	① スランプト試験	JIS A 1101	スランプト5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプト8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回/日またはは構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質保証書等のみとすることができ。	
			② 単位水量測定	「レディーミックスコンクリートの品質確保について」	<p>1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後、配合車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計士20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰り、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計士の差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m³/日以上の場合；</p> <p>2回/日 (午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。</p>	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
21 覆工コート (NATM)	施工	③	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7.0...3個、σ28.0...3個)とする。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質保証書等のみとすることができる。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE502.503)または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またはレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質保証書等のみとすることができる。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
		③	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等			
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産第35号、国空建第78号) J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			② 骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			③ 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	乾燥密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラッグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラッグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	⑦ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			⑨ 粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			⑩ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			⑪ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			⑫ 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			⑬	回収水の場合： JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			⑭	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			製造 (プラント)	その他						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認					
22 吹付け コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	② ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○					
					空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 5%以下								
					③				連続ミキサの場合 合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○		
					④ 細骨材の表面水率 試験				JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
					⑤ 粗骨材の表面水率 試験				JIS A 1125		1回/日以上。		○
施工	必須		① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。						
				JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキヤッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
22 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	① スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。	
			② 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		
			③ コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 ロックボルト (NATM)	材料	その他	① 外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
			① モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			② モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 性状に変化が見られたとき 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
24 路上再生路盤工	材料	必須	③ ロックボルトの引き抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに行う。1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
			① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			② 土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			③ 土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
		④	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 路上再生路盤工	材料	①	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		②	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中2回/月以上		○
	施工	①	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	<p>基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・締め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。 (なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>		
		②	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	<p>設計図書による。</p> <p>当初及び材料の変化時</p>			
		③	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
		④	含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日		

密度試験回数一覧表

施工面積 A (m ²)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			6			10			X10
規格値	X3			X6			X10			X10

※締め度は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
25 路上表層再生工	材料	必須	① 旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	
			② 旧アスファルトの軟化点					
			③ 既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91				
			④ 既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-229				
			⑤ 既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238				
			⑥ 既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14				
			⑦ 新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。				
施工	必須	① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	<p>基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上</p> <p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。</p>	<p>空隙率による管理でもよい。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>	○		
		② 温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
		③ かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡/毎			

密度試験回数一覧表

施工面積・A(㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (As: 舗装、上・下層別)	3	4	5	6	7	8	9	10		
抽出する数	3			6			10			
規格値	X3			X6			X10			

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、実常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認		
25 路上表層再生工	施工	その他	① 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
			② 粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内					
			③ アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：-0.9%以内					
26 排水性舗装工	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○		
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○		
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○		
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○		
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○		
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		
			① ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○
			② ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下					○
			③ 製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下					○
			④ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下					○
⑤ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○							
⑥ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○							
⑦ 針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	○							
⑧ 軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
26 排水性 舗装工	材料	その他	⑨ 伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。</p> <p>・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。</p> <p>(なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>	○			
			⑩ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上			○			
			⑪ 薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下			○			
			⑫ 薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○			
			⑬ タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	タフネス：20N・m テナシティ：15N・m以上			○			
			⑭ 密度試験	JIS K 2207				○			
			プラント	必須		① 粒度 (2.36mmフルイ)		舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○
						② 粒度 (75 μmフルイ)		舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○
						③ アスファルト量抽出粒度分析試験		舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：-0.9%以内		○
						④ 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)		温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○
			その他			① 水浸ホイールラッキング試験		舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
						② ホイールラッキング試験		舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
						③ ラベリング試験		舗装調査・試験法 便覧 [3]-17		アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
						④ カンタプロ試験		舗装調査・試験法 便覧 [3]-111		アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
26 排水性 舗装工	舗設現場	必須	① 温度測定（初期締固め前）	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）	
			② 現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-122	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m ² ごと。		
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しななければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しななければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。</p> <p>・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。 （なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。）</p>	
④ 外觀検査（混合物）	目視		随時					

密度試験回数一覧表

施工面積: A (m ²)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A=単層、上・下層計総)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			6			10			10
規格値	X3			X6			X10			X10

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き準拠することができず。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
27 プラント 再生舗装 工	材料	必須	① 再生骨材 アスファルト抽出 後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○	
			② 再生骨材 旧アスファルト含 有量	舗装調査・試験法 便覧 [2]-238	3. 8%以上			○	
			③ 再生骨材 旧アスファルト針 入度	マージナル安定度 試験による再生骨 材の旧アスファル ト性状判定方法	20 (1/10mm) 以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場 合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合 は、再生骨材を使用しない日を除いて2日 に1回とする。		○	
			④ 再生骨材 洗い試験で失われ る量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファ ルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ m ふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふ るいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下 の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○	
			⑤ 再生アスファルト 混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○	
プラント	必須	① 粒度 (2.36mmフル イ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい： $\pm 12\%$ 以内 再アス処理の場合、2.36mm： $\pm 15\%$ 以 内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められると き。 印字記録の場合：全数		○		
		② 粒度 (75 μ mフル イ)		75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内 再アス処理の場合、75 μ m： $\pm 6\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5による。			○		
		③ 再生アスファルト 量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量： $\pm 0.9\%$ 以内 再アス処理の場合、アスファルト量： -1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧 表-2.9.5による。			○		
その他		① 水浸マージナル安 定度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。		設計図書による。	耐水性の確認	○	
		② ホイールトラッキ ング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39					耐流動性の確認	○
		③ ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17					耐磨耗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																					
27 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	① 外觀検査(混合物)	目視		随時																																							
			② 温度測定(初期締固め前)	温度計による。				測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)																																					
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アスしよりの場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)																																						
密度試験回数一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工面積: A (㎡)</th> <th>0 ≤A< 1,000</th> <th>1000 ≤A< 2,000</th> <th>2000 ≤A< 3,000</th> <th>3000 ≤A< 4,000</th> <th>4000 ≤A< 5,000</th> <th>5000 ≤A< 6,000</th> <th>6000 ≤A< 7,000</th> <th>7000 ≤A< 8,000</th> <th>8000 ≤A< 9,000</th> <th>9000 ≤A< 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">10</td> <td>X10</td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="3">X10</td> <td>X10</td> </tr> </tbody> </table> ※規格値は、施工面積に記した密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。		施工面積: A (㎡)	0 ≤A< 1,000	1000 ≤A< 2,000	2000 ≤A< 3,000	3000 ≤A< 4,000	4000 ≤A< 5,000	5000 ≤A< 6,000	6000 ≤A< 7,000	7000 ≤A< 8,000	8000 ≤A< 9,000	9000 ≤A< 10,000	密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	抽出する数	3			6			10			X10	規格値	X3			X6			X10			X10
施工面積: A (㎡)	0 ≤A< 1,000	1000 ≤A< 2,000	2000 ≤A< 3,000	3000 ≤A< 4,000	4000 ≤A< 5,000	5000 ≤A< 6,000	6000 ≤A< 7,000	7000 ≤A< 8,000	8000 ≤A< 9,000	9000 ≤A< 10,000																																			
密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10																																			
抽出する数	3			6			10			X10																																			
規格値	X3			X6			X10			X10																																			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
28 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	① 外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できるところ。規格、品質がミルシートで確認できるところ。		○	
			② 機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。		
			③ 外観検査(付属部材)	目視及び計測					
29 ガス切断工	施工	必須	① 表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			② ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下			ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			③ スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
			④ 上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
30 溶接工	施工	必須	① 平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			② ベベル精度	計測器による計測					
			③ 真直度						
			① 引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
② 曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールであるいはスラッグ巻き込みであることが確認され、かつ亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2			○			
③ 衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3			○			
④ マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1			○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30	溶接工	必須	⑤ 非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			⑥ マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
			⑦ 引張試験：スタック溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			⑧ 曲げ試験：スタック溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30	溶接工	施工	⑨ 突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてきる。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			⑩ 外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJISZ 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			⑪ 外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			⑫ 外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			⑬ 外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にてきる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 溶接工	施工	必須	⑭ 外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			⑮ 外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びびのど厚は、指定すみ肉サイズ及びびのど厚を下回ってはならない。1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			⑯ 外観形状検査 (余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げるの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B [mm]) 余盛高さ (h [mm]) $B < 15$: $h \leq 3$ $15 \leq B < 25$: $h \leq 4$ $25 \leq B$: $h \leq (4/25) \cdot B$			
			⑰ 外観形状検査 (アークスタツド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。 なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。 ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタツドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm) をこえてはならない。	外観検査の結果が不合格となったスタツドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタツドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛が包囲していないスタツドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(管種の確認を行う)</p>	<p>(1)外観検査は全数について行う。</p> <p>(2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-11による				
			外圧強さ		<p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <p>判定基準</p>			
			水密性		<p>検査項目</p> <p>管軸方向のひび割れ</p> <p>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のもを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。</p>			
			管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。				
			管端面の欠損		管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認														
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(管種の確認を行う)</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真つすぐ</td> <td>実用上、真つすぐであること。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	<p>(1)外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2)寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びヒカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			検査項目	判定基準																		
			有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のものは差し支えない)																		
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。																		
			割れ	割れがないこと。																		
			ねじれ	著しいねじれがないこと。																		
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																		
			実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。																		
			寸法	JSWAS K-Iによる																		
			引張試験																			
扁平試験																						
負圧試験																						
耐薬品性試験																						
ヒカット軟化温度試験																						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は全数について行う。		○	
			寸法	JSWAS K-1による					
			引張試験		判定基準	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもものは差し支えない)			
			偏平試験		有害な傷				
			負圧試験		滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。			
			耐薬品性試験		割れ	割れがないこと。			
				ビカット軟化温度試験		ねじれ			著しいねじれがないこと。
						管の断面形状			管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。
						実用上の真つすぐ			実用上、真つすぐであること。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用強化プラスチック複合管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K-2)による				
			外圧試験		判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。			
			耐薬品性試験		滑らかさ 明らかな凹凸がないこと。			
			耐酸試験		管の断面形状 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならぬ。			
			水密試験		実用上の真つすぐ 実用上、真つすぐであること。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	概要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用レジンコンクリート管)	必須	外観、形状及び寸法	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			外圧試験	JSWAS K-11による				
			水密性試験		判定基準			
			耐酸性試験	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。			
			吸水試験	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。			
			管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認								
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ボックスカルバート)	必須	外観	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>ひび割れ</td> <td>有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のもを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えな</td> </tr> <tr> <td>端面の欠損</td> <td>端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。</td> </tr> <tr> <td>外表面のあばた等</td> <td>内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のもを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えな	端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。	外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。	<p>(1)外観検査は全数について行う。</p> <p>(2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性、コンクリート圧縮強度については日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		
			検査項目	判定基準												
			ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のもを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えな												
			端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。												
			外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。												
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による												
			外圧強さ													
			水密性													
			コンクリートの圧縮強度													
			端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。												
外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。															

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ダクタイル鋳鉄管)	必須	原管	JSWAS G-1による	[外觀検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		原管、内装、外装における形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○
			内装	目視による				
			外装	目視による	クラック	クラックがないこと。		
			形状・寸法	JSWAS G-1による	湯境	湯境がないこと。		
			コンクリートの圧縮強度		鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。		
					モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。		
						管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。		
						表面は実用的に滑らかであること。		
					塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。		
						完成管		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
31 管布設工(開削)	管渠材料(鋼管)	必須	外観	目視による	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅰ類 の規定による JIS G 3443 JIS G 3451	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			形状・寸法							判定基準
			成分・機械的性質	実用的に真つすぐ						実用的に真つすぐであること。
			非破壊又は水圧	両端は管軸に対して直角						実用的に両端面は管軸に対して直角であること。
			塗装	有害な欠陥						はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。
				仕上げ良好						鋼面が平滑に仕上がっていること。
			完成管	塗装及び塗覆装						管に良く密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認								
32 管推進工	管渠材料(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必須	外観・形状	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>管軸方向のひび割れ</td> <td>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。</td> </tr> <tr> <td>管周方向のひび割れ</td> <td>管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管端面の欠損</td> <td>管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。	管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。	管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	<p>(1)外観・形状検査は、全数について行う。</p> <p>(2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		
			検査項目	判定基準												
			管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あってはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。												
			管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。												
管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。															
寸法 (カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A-2又はA-6による															
外圧強さ																
コンクリートの圧縮強度																
			水密性													

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 管推進工	管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	JSWAS G-1による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			外観	JSWAS G-1による	クラック	クラックがないこと。		
							形状・寸法	原管
			外装	JSWAS G-1による	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。		
					形状・寸法	完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。
			形状・寸法	完成管			管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。	管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。
					形状・寸法	完成管	表面は実用的に滑らかであること。	表面は実用的に滑らかであること。
			形状・寸法	完成管			塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
32 管推進工	管渠材料(鋼管)	必須	外 観	目視による	日本下水道協会 下水道用資器材 I 類 の規定による JIS G 3444	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。				
			形状・寸法							
			成分・機械的性質							
			非破壊又は水圧							
			塗 装							
			原管	検査項目					判定基準	
				実用的に真つすぐ					実用的に真つすぐであること。	
				両端は管軸に対して直角					実用的に両端面は管軸に対して直角であること。	
				有害な欠陥					はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。	
			完成管	仕上げ良好					鋼面が平滑に仕上がっていること。	
	塗装及び塗覆装	管に良く密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																									
33 シールド工	管渠材料(シールド工用標準コンクリート系セグメント)	必須	外観及び形状、寸法検査	JSWAS A-4による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とすること。 (2)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。																											
			水平仮組検査						〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500)シング及びその端数に1回行う。	○																						
			性能検査									〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500)シング及びその端数に1回行う。	○																			
			継手曲げ試験												〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500)シング及びその端数に1回行う。	○																
			ジャッキ推力試験															〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500)シング及びその端数に1回行う。	○													
			つり手金具引抜き試験																		〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、セグメント500)シング及びその端数に1回行う。	○										
			材料検査																					JSWAS A-3による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とすること。 (2)有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書のためによる。	○						
			形状、寸法及び外観検査																									〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組性能についての検査は、1工事中に1回行う。	○			
			溶接検査																												〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組性能についての検査は、1工事中に1回行う。	○
			水平仮組検査																														
性能検査	〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組性能についての検査は、1工事中に1回行う。	○																														
ジャッキ推力試験				〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組性能についての検査は、1工事中に1回行う。	○																											
単体曲げ試験							〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組性能についての検査は、1工事中に1回行う。	○																								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
34 マンホール設置工	管架材料(組立マンホール側塊)	必須	外観	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目 判定基準 有害な傷 側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。 滑らかさ 側塊には、組骨材が突き出している、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。 端面の欠損 側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。 端面の形状 側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。					
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による JIS G 5372							
			耐荷力								
			水密性								
			コンクリート圧縮強さ								
			外観・形状	目視による					【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な傷が無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			寸法・構造	JISWAS G-4による							
			材質試験								
			荷重たわみ試験								
			耐荷重試験								
		必須									
	管架材料(下水道用鑄鉄製マンホールふた)	必須									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
34 マンホール設置工	管架材料(マンホール足掛け金物)	必須	外観	目視による	【外観検査】 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は、全数について行う。		○	
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(1)芯材 JIS G 4303(SUS403,SUS304), JIS G 3507(SWRCH12R), JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。			
			材質						
	管架材料(下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。		(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビッカート軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-9による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。					
			引張試験	検査項目 有害な傷	判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)				
			荷重試験	滑らかさ	明らかでないこと。				
			負圧試験	割れ	割れがないこと。				
			耐薬品性試験	ねじれ	著しいねじれがないこと。				
				ビッカート軟化温度試験					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
35 ます設置工	管渠材料（下水道用鋳鉄製防犯ふた）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なさびが無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS G-3による				
			荷重たわみ試験					
			耐荷重試験					
			材質試験					
	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビッカート軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-7による。 防犯ふたは、 JSWAS G-3、 立上がり部は、 JSWAS K-1 による。				
			引張試験	判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)				
			荷重試験	有害な傷				
			負圧試験	滑らかさ 明らか凹がないこと。				
耐薬品性試験	割れ 割れがないこと。							
ビッカート軟化温度試験	ねじれ 著しいねじれがないこと。							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
35 ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-8による。 防護ふたは、JSWAS G-3、による。					
			引張試験		滑らかさ	明らかかな凹凸がないこと。			
			荷重試験		割れ	割れがないこと。			
			負圧試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
			耐薬品性試験						
			荷重たわみ温度試験						

相模原市土木工事写真管理基準

昭和57年 4月 1日制定

昭和60年 2月22日改定

昭和61年10月15日改定

平成 3年 4月 1日改定

平成19年 4月 1日改定

平成26年 4月 1日改定

相模原市土木工事写真管理基準

目 次

土木工事写真管理基準	2- 1
撮影箇所一覧表	2- 4
出来形管理写真撮影箇所一覧表	
第 I 編 共通編	2- 6
第 III 編 土木工事共通編	2- 8
第 IV 編 道路編	2-28
第 V 編 下水道編	2-36
第 VI 編 河川編	2-43
そ の 他	2-47
品質管理写真撮影箇所一覧表	2-49

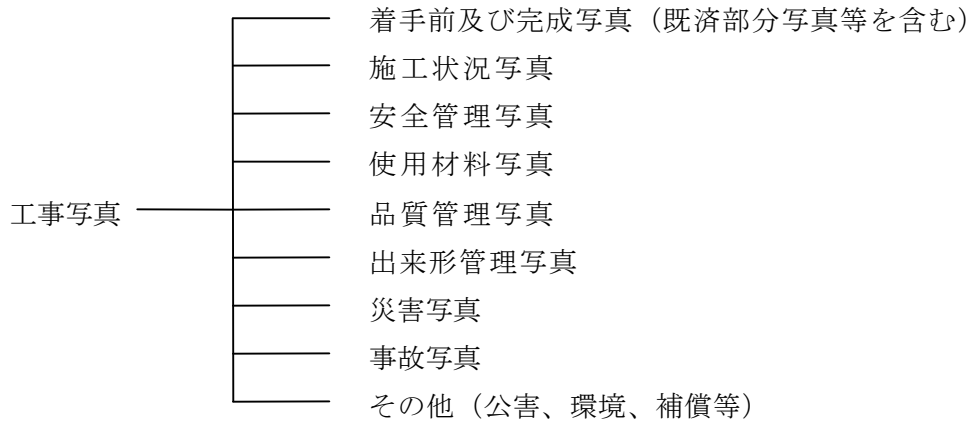
土木工事写真管理基準

(適用範囲)

1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。

(工事写真の分類)

2. 工事写真は次のように分類する。



(工事写真の撮影基準)

3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。

(1) 撮影頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。

(2) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記入した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略 図
- ⑦ 撮影日

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。

特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

(写真の省略)

4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(写真の色彩)

5. 写真はカラーとする。

(写真の大きさ)

6. 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとしてすることができる。
 - (1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノマラ写真（つなぎ写真可）とすることができる。
 - (2) 監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)

7. 工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(工事写真の提出部数及び形式)

8. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。
 - (1) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
 - (2) 原本としては、ネガ（APSの場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)

9. 工事写真の整理方法は次によるものとする。
 - (1) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容等がわかるように整理し提出する。APSのカートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるよう明示し、インデックス・プリントとともに提出する。
 - (2) 工事写真の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の整理条件に示すものを標準とする。

なお、整理条件とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。
 - (3) 工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は、「電子納品に関する共通特記仕様書」に基づき整理し提出するものとする。

この場合、工事写真帳の提出は不要とする。

(留意事項等)

10. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。
- (5) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督員の承諾を得るものとする。

(その他)

11. 用語の定義

- (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所その仕様が確認できる箇所をいう。
- (2) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (3) 整理条件の不要とは、原本は提出するが、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。

撮影箇所一覧表

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	着手前 1枚	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	施工完了後 1枚	
施工状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	不要	履行報告書に添付
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕	適宜	
			創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	不要	創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1施工箇所に1回 〔施工前後〕	代表箇所 各1枚	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕	不要	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	全景1枚	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕		
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕		
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	不要	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	不要	品質証明に添付する。
		品質証明（JISマーク表示）	各品目毎に1回 ※試験成績表等の品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合のみ撮影	適宜	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	全枚数	
品質管理写真	別添 撮影箇所一覧表（品質管理）に準じて撮影				
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
出来形管理写真	別添 撮影箇所一覧表（出来形管理）に準じて撮影				
		不可視部分の施工	適宜	適宜	
	出来形管理基準が定められていない。	監督員と協議事項			

撮影箇所一覧表

区分		写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	適宜	
			事故	事故報告	事故の状況
その他	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	適宜	
	環境対策イ メージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	適宜	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
I 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	撮影頻度と同じ	
						法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
I 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工	3		盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	撮影頻度と同じ	
						締固め状況	転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
I 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
I 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	撮影頻度と同じ	
I 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工	6		堤防天端工	厚さ 幅	40mに1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
I 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	撮影頻度と同じ	
						法長	40m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
I 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	40mに1回 〔巻出し時〕	撮影頻度と同じ	
						締固め状況	転圧機械又は地質が 変わる毎に1回 〔締固め時〕		
						法長 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
I 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工(盛土工)	仕上げ状況 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕	撮影頻度と同じ	
I 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎 に1回 (重要構造物かつ主鉄筋 について適用)	撮影頻度と同じ	
						かぶり	コンクリート打設毎 に1回 (重要構造物かつ主鉄筋 について適用)		
I 共通編	3 無筋・鉄筋 コンクリート	6 鉄筋工	4	2	組立て ※新設のコンクリート 構造物の内、橋梁上部 工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、電磁波 レーダ法)	試験毎に1回 〔試験実施中〕	撮影頻度と同じ 〔試験種別毎〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く) (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅型鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所 に1回〔打込前後〕	撮影頻度と同じ	
						変位	40m又は1施工箇所 に1回〔打込後〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	5		縁石工(縁石・アスカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分 がある場合) 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
						パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	1	路側防護柵工(ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分 がある場合) 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	8	2	路側防護柵工(ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分 がある場合) 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	9		区画線工	材料使用量	全数量〔施工前後〕	撮影頻度と同じ	
						出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	撮影頻度と同じ	
						素地調整状 況(塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕		
Ⅲ	2	3	12	1	プレテンション桁製作工(購 入工) (けた橋)	断面の外形 寸法 橋桁のそり 横方向の曲が り	1スパンに1回 〔製作後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	12	2	プレテンション桁製作工(購 入工) (スラブ桁)	断面の外形 寸法 橋桁のそり 横方向の曲が り	1スパンに1回 〔製作後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	13		ポストテンション桁製作工	シース、PC鋼 材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	撮影頻度と同じ	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグ ラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
Ⅲ	2	3	14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形 寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組 立工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	15		PCホロースラブ製作工	シース、PC鋼 材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	撮影頻度と同じ	
						幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						中詰め及びグ ラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回〔打設前〕	撮影頻度と同じ	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びブラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	16	2	PC押し箱桁製作工	シーす、PC鋼材配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	撮影頻度と同じ	
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔打設前〕		
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕		
						中詰め及びブラウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	17		根固めブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	撮影頻度と同じ	
						ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工(ゴムジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	3	24	2	伸縮装置工(鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパンに1回 〔設置後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
Ⅲ	2	3	26	2	多自然型護岸工(かごマット)	高さ 法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	27	1	羽口工(じゃかご)	法長 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						※幅 ※高さ	40m又は1施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある 場合)〔埋戻し前〕		
Ⅲ	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	29	2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	3	29	3	暗渠工	幅 深さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	30		集水桝工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量〔使用前後〕	撮影頻度と同じ	
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕		
						塗装状況	各層毎1スパン に1回 〔塗装後〕		
Ⅲ	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	4	3	1	基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	4	3	2	基礎工護岸(プレキャスト)	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	4	4		既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕	撮影頻度と同じ	
						根入長	1施工箇所 に1回 〔打込前〕		
						数量	全数量〔打込後〕		
						杭頭処理状 況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	根入長	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度 と同じ	
						偏心量	1施工箇所 に1回 〔打込後〕		
						数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の 撤去前、杭頭処理後		
						杭頭処理状 況	1施工箇所 に1回 〔処理前、中、後〕		
						鉄筋組立状 況	1施工箇所 に1回 〔組立後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6		深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	撮影頻度 と同じ	
						偏心量	全数量 〔施工後〕		
						数量			
						ライナープ レート設置状 況	1施工箇所 に1回 〔掘削後〕		
						土質	土質の変わる毎 に1回 〔掘削中〕		
鉄筋組立状 況	全数量 〔組立後〕								
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	7		オープンケーソン基礎工	杓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状 況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠 取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリ ート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	杓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状 況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠 取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリ ート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管井筒基礎工	杓	1基毎に1回 〔据付後〕	全枚数	
						根入長 偏心量 鉄筋組立状 況	1基毎に1回 〔設置後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリ ート打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積み) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						法長 厚さ (ブロック積張)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	2	コンクリートブロック工(連節 ブロック張り)	法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1回	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端 保護ブロック)	幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	4		緑化ブロック工	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						法長 厚さ(ブロック)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1回		
Ⅲ 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積(張)工	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						法長 厚さ(石積・張)	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40mに 1回		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況			
						厚さ			
						幅			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況			
						厚さ			
						幅			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	3	アスファルト舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況			
						厚さ			
						幅			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況			
						幅			
						厚さ			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	転圧状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート			
						幅			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	7	6	アスファルト舗装工(表層工)	転圧状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート			
						平坦性			
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	1	半たわみ性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況			
						厚さ			
						幅			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	2	半たわみ性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	3	半たわみ性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	4	半たわみ性舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						浸透性ミルク 注入状況	100mに1回 〔注入時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	1	排水性舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	2	排水性舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	3	排水性舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	5	排水性舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	9	6	排水性舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	1	透水性舗装工 路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	10	2	透水性舗装工 表層工	整正状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理 工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	2	グースアスファルト舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	11	3	グースアスファルト舗装工(表層工)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	300㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	5	コンクリート舗装工(コン クリート舗装版工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	撮影頻度と同じ	
						スリップバー、 タイバー寸 法、	40mに1回 〔据付後〕		
						鉄網寸法 位置	40mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事1回〔実施中〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕		
						目地段差	1工事に1回		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	6	コンクリート舗装工(転圧コン クリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	7	コンクリート舗装工(転圧コン クリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	8	コンクリート舗装工(転圧コン クリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処 理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎100mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	300㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	9	コンクリート舗装工(転圧コン クリート版工) アスファルト中間層	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	12	10	コンクリート舗装工(転圧コン クリート版工)	敷均し厚さ	100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔型枠据付後〕		
					平坦性	1工事1回 〔実施中〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	1	薄層カラー舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	2	薄層カラー舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	3	薄層カラー舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	300㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	4	薄層カラー舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	13	5	薄層カラー舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	300㎡に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	1	ブロック舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	2	ブロック舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	3	ブロック舗装工(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	各層毎40mに1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は 写真不要		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	4	ブロック舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						転圧状況	各層毎100mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎40mに1回 〔修正後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	14	5	ブロック舗装工(基層工)	整正状況	100mに1回 〔修正後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	15		路面切削工	幅 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	16		舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						整正状況	100mに1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	7	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	7	3		置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	7	5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	7	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	打込長さ 出来ばえ	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込み前後〕	撮影頻度と同じ	
						杭径 位置・間隔 砂の投入量	200㎡又は1施工箇所 に1回〔打込後〕 全数量〔打込前後〕		
Ⅲ	2	7	8		締固め改良工 (サンドコンパクションパイル 工)	位置・間隔 杭径 深度	1施工箇所に1回 〔打込後〕	撮影頻度と同じ	
						変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所 に1回〔打込前〕 全数量〔打込後〕		
Ⅲ	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長 数量	40m又は1施工箇所 に1回〔打込前〕 全数量〔打込後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	5	2	土留・仮締切工(アンカー 工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕	撮影頻度と同じ	
						配置誤差	1施工箇所に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	10	5	3	土留・仮締切工(連節ブロック張り工)	法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	5	4	土留・仮締切工(締切盛土)	天端幅 法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	5	5	土留・仮締切工(中詰盛土)	出来ばえ	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	9		地中連続壁工(壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	10		地中連続壁工(柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	10	22		法面吹付工	清掃状況	100m又は1施工箇所 に1回〔清掃後〕	撮影頻度と同じ	
						ラス鉄網の重 ね合せ寸法	40m又は1施工箇所 に1回〔吹付前〕		
						法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回〔吹付後〕		
Ⅲ	2	12	1	1	鑄造費(金属支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	12	1	2	鑄造費(大型ゴム支承工)	製作状況	適宜〔製作中〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	1	4	羽口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3	1	桁製作工(仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	※シミュレーション仮組立検査の場合は仮組立寸法を省略
						製作状況	適宜〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3	2	桁製作工(仮組立による検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	3	3	桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	4		検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	5		鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
						仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	6		落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	7		橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	撮影頻度と同じ		
						製作状況				適宜 〔製作中〕
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	8		アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	撮影頻度と同じ		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	9		プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	撮影頻度と同じ		
						製作状況				適宜 〔製作中〕
						仮組立寸法				1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	撮影頻度と同じ		
						製作状況				適宜 〔製作中〕
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工	11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕	撮影頻度と同じ		
						素地調整状 況				部材別 〔施工前後〕
						塗装状況				各層毎に1回 〔塗装後〕
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	13 橋梁 架設 工	3 4 5 6 7 8	1	架設工 (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	撮影頻度と同じ		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工 共通	2	1	植生工 (種子吹付工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕	撮影頻度と同じ		
						土羽土の厚さ				200㎡又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕
						法長				40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工（共 通）	2	2	植生工 (厚層基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	100m又は1施工箇所 に1回〔清掃後〕	撮影頻度と同じ	
						ラス鉄網の重 ね合せ寸法	40m又は1施工箇所 に1回〔吹付前〕		
						厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回〔吹付後〕		
						法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
						材料使用量	1工事に1回 〔混合前〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工（共 通）	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)		第Ⅲ編2-10-22 法面吹付工に準ずる。	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工（共 通）	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅、 高さ、 枠中心間隔	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工（共 通）	4	2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	40m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工（共 通）	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所 に1回〔削孔後〕	撮影頻度と同じ	
						配置誤差	1施工箇所 に1回〔施工後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工（共 通）	1		場所打擁壁工	裏込厚さ	40m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕		
Ⅲ 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	15 擁壁 工（共 通）	2		プレキャスト擁壁工	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
Ⅲ	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工 法) (多数アンカー式補強土工 法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	高さ 鉛直度	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	15	4		井桁ブロック工	裏込厚さ	40m又は1施工箇所 に1回	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	16	3		浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
Ⅲ	2	18	2		床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 〔打設前後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
IV	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所に1回 〔製作後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	9	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	40m又は1施工箇所に1 回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	11	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	11	5		落石防護柵工	高さ	40m又は1施工箇所に1 回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	11	6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	40m又は1施工箇所に1 回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1 回(施工前は必要に応じ て)〔施工前後〕	撮影頻度と同じ	
IV	1	12	5		遮音壁本体工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
IV 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ	各層毎100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ		
						転圧状況				
						整正状況				各層毎100mに1回 〔整正後〕
						厚さ				各層毎40mに1回 〔整正後〕
						幅	各層毎40mに1回 〔整正後〕			
IV 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	100mに1回 〔整正後〕	撮影頻度と同じ		
						タックコート、 プライムコート				各層毎に1回 〔散布時〕
						平坦性				1工事1回 〔実施中〕
IV 道路編	2 舗装	5 排水 構造物工 (路面排水工)	9		排水性舗装用路肩排水工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ		
IV 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
						<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ				
						<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長				
IV 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工(標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1 回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
IV 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工(標識柱工)	設置高さ	1施工箇所に1回	撮影頻度と同じ		
IV 道路編	2 舗装	12 道路付 属施設工	5	1	ケーブル配管工	配管状況	40m又は1施工箇所に1 回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
IV	2	12	5	2	ケーブル配管工(ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	撮影頻度と同じ	
IV	2	12	6		照明工(照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所に1 回(施工前は必要に応じ て)[施工前後]	撮影頻度と同じ	
IV	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1 回 [原寸時]	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜 [製作中]		
						仮組立寸法 (撮影項目は 適宜)	1脚に1回又は1工事に1 回 [仮組立時]		
IV	3	6	8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸 方向) 敷幅(橋軸方 向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	撮影頻度と同じ	
IV	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外し後]	撮影頻度と同じ	
IV	3	7	9	2	橋脚躯体工(ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外し後]	撮影頻度と同じ	
IV	3	8	9	1	橋脚フーチング工(I型・T 型)	幅 高さ 長さ	全数量 [型枠取外後]	撮影頻度と同じ	
IV	3	8	9	2	橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 [型枠取外後]	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
IV	道路編	3	8	10	1	橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	撮影頻度と同じ	
IV	道路編	3	8	10	2	橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	撮影頻度と同じ	
IV	道路編	3	8	11		現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所につき1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
IV	道路編	4	3	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
							製作状況	適宜 〔製作中〕		
IV	道路編	4	8	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1施工箇所につき1回〔削孔後〕	撮影頻度と同じ	
IV	道路編	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1橋につき1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
							製作状況	適宜 〔製作中〕		
							仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋につき1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
							幅高さ	桁毎につき1回 〔型枠取外し後〕		
IV	道路編	6	4	3		吹付工	岩質	岩質が変わる毎につき1回 〔掘削中〕	撮影頻度と同じ	
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕		
							吹付面の清掃状況	40m毎につき1回 〔清掃後〕		
							金網の重合せ状況	40m毎につき1回 〔2次吹付前〕		
							吹付け厚さ(検測孔)	40m毎につき1回 〔吹付後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は40 mに1断面〔穿孔中〕	撮影頻度と同じ		
						ロックボルト注 入状況				施工パターン毎又は40 mに1断面〔注入中〕
						ロックボルト打 設後の状況				施工パターン毎又は40 mに1断面〔打設後〕
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	撮影頻度と同じ		
						覆工 (厚さ)				1セントルに1回 〔型枠取外し後〕
						幅 高さ				40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 高さ	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	6 イン バート 工	4		インバート本体工	インバート (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ		
						幅(全幅)				40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	4		坑門本体工	幅 高さ	1施工箇所に1回 〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
IV 道路編	6 トンネル (N A T M)	8 坑門工	5		明り巻工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠組立後]	撮影頻度と同じ	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]		
						幅 (全幅) 高さ(内法)	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	厚さ 内空幅 内空高	40m又は1施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ 幅 長さ	1施工箇所に1回 [設置後]	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工(防水)	幅	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工(防水保護工)	厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所に1回 [施工後]	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
IV 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回〔埋戻し前〕	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工(管路部)	敷設状況	40m又は1施工箇所 に1回〔敷設後〕	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工(特殊部)	据付状況	40m又は1施工箇所 に1回〔据付後〕	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	4		現場打ボックス工(特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
						タックコート	各層毎 に1回 〔散布時〕		
						整正状況	100m に1回 〔施工後〕		
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎 100mに1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						整正状況 厚さ	各層毎 40mに1回 〔整正後〕		
IV 道路編	14 道路維持	4 舗装工	11		グレーピング工	出来ばえ	施工日 に1回 〔施工前後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
IV 道路編	16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回〔原寸時〕	撮影頻度と同じ	
						製作状況	適宜〔製作中〕		
						仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回〔仮組立時〕		
IV 道路編	16 道路修繕	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)	撮影頻度と同じ	
						出来ばえ	適宜(施工中)		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3	1	管路掘削	掘削状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						深さ				マンホール間ごとに1回 [掘削後]
						幅				
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	3	2	管路埋戻	埋戻状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4	1	管布設工 (自然流下管)	布設状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						中心線の変位 (水平)				マンホール間ごとに1回 [布設後]
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4	2	短形渠 (プレキャスト)	布設状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						中心線の変位 (水平)				施工延長20mにつき1回 [布設後]
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	4	3	圧送管	布設状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						中心線の変位 (水平)				施工延長40mにつき1回 [布設後]

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5	1	砂基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅				マンホール間ごとに1回 [施工後]
						厚さ				
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5	2	砕石基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅				マンホール間ごとに1回 [施工後]
						厚さ				
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5	3	コンクリート基礎	施工状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅				マンホール間ごとに1回 [施工後]
						厚さ				
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5	4	まくら土台基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	5	5	はしご胴木基礎	設置状況	マンホール間ごとに1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅				マンホール間ごとに1回 [設置後]
						厚さ				

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	6		現場打水路	施工状況	施工延長20mにつき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ			
						中心線の変位(水平)				施工延長20mにつき1回 [施工後]	
						幅					
						高さ					
						厚さ					
V 下水道編	1 管路	3 管きよ工 (開削)	7		鋼矢板土留	打込状況	施工延長20mにつき1回 [打込中]	撮影頻度と同じ	任意仮設の 場合は除く		
						根入長				施工延長20mにつき1回 [打込前後]	
						変位					施工延長20mにつき1回 [打込後]
						数量					
V 下水道編	1 管路	4 管きよ工 (小口径管推進)	3		推進工	各種設備設置撤去状況 (推進設備、掘進機、坑口、泥水処理設備等)	1施工箇所につき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ			
						推進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)				1施工箇所につき1回 [施工中]	
						中心線の変位(水平)					1施工箇所につき1回 [推進後]
V 下水道編	1 管路	4 管きよ工 (小口径管推進)	4		空伏工	施工状況	1施工箇所につき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ			
						幅				1施工箇所につき1回 [施工後]	
						厚さ					
						中心のずれ					

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
V 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	3		一次覆工	各種設備設置撤去状況 (シールド機、支圧壁、坑口、軌条設備等)	1施工箇所につき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						セグメント組立状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						掘進状況(掘削、送排泥、裏込注入等)	1施工箇所につき1回 [掘進中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 [掘進後]		
V 下水道編	1 管路	6 管きよ工 (シールド)	4		二次覆工	各種設備設置撤去状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						覆工状況	施工延長40mにつき1回 [施工中]		
						中心線の変位(水平)	施工延長40mにつき1回 [覆工後]		
						二次覆工厚			
						仕上がり内径			
V 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3	1	標準マンホール工	据付状況	1施工箇所につき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						幅(内径)	1施工箇所につき1回 [施工後]		
						壁厚			
V 下水道編	1 管路	7 マンホール工	3	2	マンホール基礎工	施工状況	1施工箇所につき1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						床堀深	1施工箇所につき1回 [施工後]		
						基礎工幅			
						基礎工高			
						コンクリート幅			
						コンクリート高			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
V	下水道編	1 管路	7 マンホール工	4		組立マンホール工	据付状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
V	下水道編	1 管路	7 マンホール工	5		小型マンホール工	据付状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
V	下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4	1	現場打特殊マンホール	施工状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
						高さ				
						壁厚				
V	下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4	2	伏せ越し室 雨水吐室	施工状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
						高さ				
						厚さ				
V	下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4	3	伏せ越し管	布設状況	1施工箇所 に1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
						中心線の変位 (水平)	1施工箇所 に1回 〔施工後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
V 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4	4	越流堰(雨水吐室)	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅(厚さ)				1施工箇所に1回 [施工後]
						高さ(深さ)				
						延長(長さ)				
V 下水道編	1 管路	8 特殊マンホール工	4	5	中継ポンプ施設	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						幅、厚さ				1施工箇所に1回 [施工後]
						深さ				
						壁厚				
V 下水道編	1 管路	9 取付管及びます工	4		公共ます	設置状況	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		
						ます深				1施工箇所に1回 [施工後]
V 下水道編	1 管路	9 取付管及びます工	5		取付管	布設状況	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
V 下水道編	1 管路	12 立坑工	1	1	立坑工	施工状況(立坑設置状況、立坑基礎設置状況)	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						寸法	1施工箇所に1回 [施工後]		
						深さ			
V 下水道編	1 管路	12 立坑工	1	2	立坑土工	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]	撮影頻度と同じ	
						砕石基礎幅	1施工箇所に1回 [施工後]		
						砕石基礎厚			
						底版コンクリート幅			
						底版コンクリート厚			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件		
VI	河川編	1	7	4	護岸付属物工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
VI	河川編	1	10	8	杭出し水制工	径 杭長 幅 方向	1施工箇所 に1回 〔打込み前〕 1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
VI	河川編	1	13	3	配管工	配管状況	40m又は 施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
VI	河川編	1	13	4	ハンドホール工	長さ 幅 高さ	40m又は 施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		
VI	河川編	3	5	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
VI	河川編	3	5	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	据付状況	40m又は 1施工箇所 に1回 〔巻立前〕	撮影頻度と同じ	
VI	河川編	3	5	7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
VI	3	5	8		水叩工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
VI	4	6	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	撮影頻度と同じ	
VI	4	9	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状 況	1スパンに1回 〔取付後〕	撮影頻度と同じ	
VI	4	9	10	2	支承工(ゴム支承)	支承取付状 況	1スパンに1回 〔取付後〕	撮影頻度と同じ	
VI	4	12	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	4	12	5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	高さ 幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
VI	4	12	7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	5	6	13 14		閘門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	5	7	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	5	8	3		魚道本体工	厚さ 幅 高さ	40m又は測定箇所毎に1 回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	5	9	2		管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	6	4	6		本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	6	4	7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	6	5	7		コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
VI	河川編	7床止め・床固め	4床止め工	6	本体工(床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	河川編	7床止め・床固め	4床止め工	8	水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	
VI	河川編	7床止め・床固め	5床固め工	6	側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要	
						提出頻度	撮影頻度[時期]	整理条件		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	撮影頻度と同じ	
					トンネル関係	シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎に1回 〔掘削中〕	撮影頻度と同じ	
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕		
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕		
							二次覆工の厚さ	1スパンにつき1回 〔型枠取外し後〕		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	撮影頻度と同じ	
							コンクリート舗装	目地掃除		1,000㎡につき1回 〔施工前後〕
						目地充填	1,000㎡につき1回 〔施工後〕			
						注入工、削孔状況(位置、間隔)	1,000㎡につき1回 〔削孔後〕			
						注入工、注入圧	1,000㎡につき1回 〔注入時〕			
						目地亀裂防止材、張付け状	1,000㎡につき1回 〔張付け後〕			
						局部打換、各層厚さ	各層毎100mにつき1回又は1施工箇所につき1回 〔施工前後〕			
					路肩、路側路盤工	厚さ	40mにつき1回又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	撮影頻度と同じ		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写真管理項目			摘要		
						提出頻度	撮影頻度[時期]	整理条件			
その他					維持修繕工関係	道路除草	出来ばえ	100mに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜		
						路肩整正	出来ばえ	300mに1回	適宜		
						新設、更新、修理防護柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎3カ所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜		
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、出来ばえ	基礎タイプ毎3カ所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	適宜		
						視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 〔施工後〕	適宜		
						清掃(路面、標識、側溝、集水柵)	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜		
						区画線路面表示	出来ばえ	施工日に1回 〔施工前後〕	適宜		
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜		
						街路樹植樹	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜		
						街路樹補強補植	出来ばえ	適宜 〔施工前後〕	適宜		
						街路樹剪力	出来ばえ	街路樹10本1回、グリーンベルト50m1回 〔施工前〕	適宜		
						街路樹消毒、施肥	出来ばえ	街路樹20本1回、グリーンベルト100m1回 〔施工中〕	適宜		
						街路樹雪囲	出来ばえ	適宜 〔施工後〕	適宜		
						排雪除雪	出来ばえ、機種	施工中に1回 施工中	適宜		
						凍結防止剤散布	出来ばえ	施工中に1回 施工中	適宜		
							材料使用量	全数量 〔施工前後〕	適宜		
						河川除草	出来ばえ	100mに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	適宜		
						鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所に1回 〔組立後〕	適宜	
							コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 〔施工時〕	1施工ブロック各1枚	
							養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 〔養生時〕		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランブ試験				
		コンクリートの圧縮強度試験				
		空気量測定				品質に変化が見られた場合 [試験実施中]
		コンクリートの曲げ強度試験				コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	コンクリート舗装の場合適用	
		コンクリートの洗い分析試験				
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]			
		テストハンマーによる強度推定調査				
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]			
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	撮影頻度と同じ		
		超音波探傷検査				
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	撮影頻度と同じ		
		浸透探傷試験				試験毎に1回 [試験実施中]
		放射線透過試験				
		超音波探傷試験				
		水セメント比試験				
		セメントミルクの圧縮強度試験				
4	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ		
		プルフローリング				路盤毎に1回 [試験実施中]
		平板載荷試験				各種路盤毎に1回 [試験実施中]
		骨材のふるい分け試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
		土の液性限界・塑性限界試験				
		含水比試験				
5	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ		
		粒度				
		平板載荷試験				
		土の液性限界・塑性限界試験				観察により異常が認められた場合 [試験実施中]
		含水比試験				
6	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		撮影頻度と同じ		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要	
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件		
7	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		現場密度の測定				
		含水比試験				観察により異常が認められた場合 [試験実施中]
		セメント量試験				品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
8	アスファルト舗装(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
		温度測定				
		水浸ホイールラッキング試験				
		ホイールラッキング試験				
		ラベリング試験				
	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		温度測定				
		外観検査				
		すべり抵抗試験				
9	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		マーシャル突き固め試験				
		ランマー突き固め試験				
		コンクリートの曲げ強度試験				
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]			
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]			
コアによる密度測定						
10	ゲースアスファルト舗装(プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		リュエル流動性試験240℃				
		ホイールラッキング試験				
		曲げ試験				
		粒度				
		アスファルト量抽出粒度分析試験				
	温度測定					
ゲースアスファルト舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ			
11	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ		
		プルーフローリング				
		平板載荷試験				
		現場CBR試験				
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]			
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中]		
		プルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	材質毎に1回		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]		
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験	[試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	モルタルを除く
		塩化物総量規制	[試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合		
		空気量測定	[試験実施中]		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		18	河川土工(施工)		
土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]				
コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合				

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
19	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		ブルーローリング	工種毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	土質毎に1回		
		現場CBR試験	[試験実施中]		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化 が認められた場合 [試験実施中]		
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場 合		
		たわみ量	ブルーローリングの不良個所 について実施 [試験実施中]		
20	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		岩石の吸水率			
		岩石の圧縮強さ			
		岩石の形状			

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
21	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験	[試験実施中]		
22	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]		
		空気量測定			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
23	ロックボルト (NATM)	モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		モルタルのフロー値試験			
		ロックボルトの引抜き試験	適宜		
24	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		土の粒度試験			
		土の含水比試験			
		土の液性限界・塑性限界試験			
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験			
		CAEの一軸圧縮試験			
25	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		旧アスファルトの軟化点			
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		かきほぐし深さ			
		粒度			
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
26	排水性舗装工・透水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度と同じ	
		アスファルト量抽出粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
カンタプロ試験					

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度 [時期]	整理条件	
26	排水性舗装工・透水性舗装工 (舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		現場透水試験			
		現場密度の測定			
		外観検査			
27	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		再生アスファルト量			
		水浸ホイールトラック試験			
		ホイールトラック試験			
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	ラベリング試験	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		外観検査			
		温度測定			
		現場密度の測定			
28	ガス切断・切削工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
29	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	撮影頻度 と同じ	
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて[試験実施中]		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
1	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用鉄筋コンクリート管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
2	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
3	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
4	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用強化プラスチック複合管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
5	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用レジンコンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
6	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用ボックスカルバート)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
7	管布設工(開削) 管渠材料 (下水道用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
8	管布設工(開削) 管渠材料 (鋼管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
9	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
10	管推進工 管渠材料 (下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
11	管推進工 管渠材料 (鋼鉄)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目			摘要
		撮影項目	撮影頻度〔時期〕	整理条件	
12	シールド工 管渠材料 (シールド工用標準コンクリート系セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 形状・寸法検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
13	シールド工 管渠材料 (シールド工用標準鋼製セグメント)	外観検査 (下水道協会規格外) 材料検査 形状・寸法検査 溶接検査 水平仮組検査 性能検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
14	マンホール設置工 管渠材料 (組立マンホール側塊)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
15	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製マンホールふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
16	マンホール設置工 管渠材料 (マンホール足掛け金物)	外観検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
17	マンホール設置工 管渠材料 (下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
18	ます設置工 管渠材料 (下水道用鋳鉄製防護ふた)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
19	ます設置工 管渠材料 (下水道用硬質塩化ビニル製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	
20	ます設置工 管渠材料 (下水道用ポリプロピレン製ます)	外観・形状検査	検査ごとに1回 〔検査実施中〕	撮影頻度と同じ	

Sagamihara City

相模原市

編集/発行 都市建設局 技術監理課

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-9256
